

# 官報

號外

明治三十五年二月十九日

水曜日

印刷局

## 第十六回 帝國議會 衆議院議事速記録第十六號

明治三十五年二月十八日(火曜日)午後一時十分開議

議事日程 第十五號 明治三十五年二月十八日

午後一時開議

第一 (第三號) 明治三十四年度歳入歳出總豫算追加案

第二 (特第一號) 明治三十四年度各特別會計歳入歳出豫算追加案

第三 衆議院議員選舉人名簿ニ關スル法律案 (政府提出) 第一讀會ノ續 (委員長報告)

第四 沖繩縣及東京府管内伊豆七島ニ於ケル國稅徵集ニ關スル法律案 (政府提出) 第一讀會ノ續 (委員長報告)

第五 市町村ニ於ケル女子ノ公職ニ關スル法律案 (高木正年提出) 第一讀會ノ續 (委員長報告)

第六 議院法中改正法律案 (菅野善右衛門提出) 第一讀會ノ續 (委員長報告)

第七 兵役稅法案 (吉岡直一外) 第一讀會

第八 兵卒給與法案 (吉岡直一外) 第一讀會

第九 治水制度調查會設置ニ關スル建議案 (堀越寬介提出) (委員長報告)

第十 大學校及中學校制度ノ改正ニ關スル建議案 (原田起城提出)

第十一 學制調查ニ關スル建議案 (大岡育造外) (二名提出)

第十二 宗教制度調查會設置ニ關スル建議案 (天野若圓外) (三名提出)

第十三 名和昆蟲研究所ニ交付スヘキ國庫補助金追加豫算ノ提出ニ關スル建議案 (天野若圓外) (六名提出)

第十四 憲法上ノ保障ニ關スル建議案 (安部并磐根外) (十七名提出)

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス  
(書記朗讀)  
政府ヨリ左ノ議案ヲ提出セラレタリ  
(第四號) 明治三十四年度歳入歳出總豫算追加案  
海底電信線保護萬國聯合條約罰則法律案  
海軍造船材料資金會計法案  
議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ  
宗教制度調查會設置ニ關スル建議案  
提出者 天野 若圓君 金岡又左衛門君 恆松 隆慶君  
山内太郎兵衛君

名和昆蟲研究所ニ交付スヘキ國庫補助金追加豫算ノ提出ニ關スル建議案

提出者 天野 若圓君 早川 龍介君 稻垣 示君

金 森 吉次郎君 杉下太郎右衛門君 恆松 隆慶君

日本勸業銀行法中改正法律案

提出者 門脇 重雄君 後藤 文一郎君 森 東一郎君

秋岡 義一君 恆松 隆慶君 武富 時敏君

望月 長夫君 內藤 正義君 佐藤 伊助君

農工銀行法中改正法律案

提出者 門脇 重雄君 後藤 文一郎君 森 東一郎君

秋岡 義一君 恆松 隆慶君 武富 時敏君

望月 長夫君 內藤 正義君 佐藤 伊助君

學制調查ニ關スル建議案

大岡 育造君 長谷場 純孝君 重岡 薰五郎君

狩獵法中改正法律案

松島 廉作君 寺田 彦太郎君 秋保 親兼君

奈須川 光寶君 佐藤 伊助君

私設鐵道保護法案

提出者 石黑 涵一郎君 野田 卯太郎君 山本 幸彦君

千田 軍之助君 濱名 信平君 菅原 傳君

栗原 亮一君 林 彦一君 齊藤 安雄君

佐々木 政久君 原田 起城君 鹿島 秀賢君

鐵道乘車稅法案

提出者 石黑 涵一郎君 野田 卯太郎君 山本 幸彦君

千田 軍之助君 濱名 信平君 菅原 傳君

栗原 亮一君 林 彦一君 齊藤 安雄君

佐々木 政久君 原田 起城君 鹿島 秀賢君

憲法上ノ保障ニ關スル建議案

提出者 安部并磐根君 島田 三郎君 花井 卓藏君

鈴木 重遠君 石原 半右衛門君 秋保 親兼君

後藤 文一郎君 西原 清東君 青柳 四郎君

平岡 萬次郎君 鈴木 萬次郎君 關 直彦君

星 松三郎君 藤澤 幾之輔君 東 貢三郎君

安藤 龜太郎君 石黑 涵一郎君 山下 千代雄君

外國領海水產組合法案

提出者 長谷場純孝君

工藤 行幹君 加藤 政之助君

所得稅法中改正法律案

提出者 市岡 政香君

秋岡 義一君 北田 豐三郎君

大阪府兵庫縣境界變更法律案

提出者 中笠 廣太郎君

柏谷 義三君 九山 嵯峨一郎君

國勢調査ニ關スル法律案

提出者 內藤 守三君

西村 眞太郎君 石田 貫之助君

委員ヲ指定スル左ノ如シ

國稅徵收法中改正法律案

堀尾 茂助君

飯島 正治君 吉岡 直一君

地租ヲ課セサル土地ニ關スル法律案

井上 源衛君

三輪 潤太郎君 飯島 正治君

藥品營業並藥品取扱規則中改正法律案

協坂 行三君

西川 宇吉郎君 橋元 昌君

陸軍作業會計法中改正法律案

征矢野 半彌君

戶狩 權之助君 鈴木 萬次郎君

帝國大學中倫理科大學増設ニ關スル法律案

大村 和吉郎君

熊代 懷三郎君 武市 彰一君

酒造稅法中改正法律案外一件

多田 作兵衛君

草刈 武八郎君 稻垣 示君

印紙稅法中改正法律案

岩瀬 武司君

五十野 讓君 星松 三郎君

治安警察法中改正法律案

藤 金作君

西ヶ谷 可吉君 大須賀庸之助君

市制町村制中改正法律案

野間 五造君

渡邊 猶人君 永田 佐次郎君

岐阜縣下郡界變更法律案

市岡 政香君

奈須川 光實君 犬飼 眞平君

明治三十三年法律第七十三號衆議院議員選舉法中改正法律案

後藤 文一郎君

金田 平五郎君 瀧口 謙一君

貧民救助、勞働者及借地人保護ニ關スル建議案

須藤 善一郎君

江島 久米雄君 福島 一造君

委員長理事左ノ通當選セラレタリ

陸軍作業會計法中改正法律案

征矢野 半彌君

森 東一郎君 杉下 太郎右衛門君

國稅徵收法中改正法律案

安部 井磐根君

天野 若圓君 青柳 四郎君

地租ヲ課セサル土地ニ關スル法律案

濱名 信平君

降旗 元太郎君 中村 彌六君

藥品營業並藥品取扱規則中改正法律案

土居 平左衛門君

平田 力之助君 江藤 新作君

印紙稅法中改正法律案

協坂 行三君

山田 順一君 菅野 善右衛門君

酒造稅法中改正法律案

多田 作兵衛君

飯島 正治君 橋元 昌君

帝國大學中倫理科大學増設ニ關スル法律案

委員長 鹽谷 五十足君

理事

大隈 英督君

市制町村制中改正法律案

委員長 堀家 虎造君

理事

瀧口 歸一君

○議長(片岡健吉君) 會議ヲ開キマス、諸君ニ御諮リスルコトガアリマス、佐藤通代君病氣ノタメ本月十七日ヨリ三週間ノ請暇、佐藤清君事故ノタメ本月十八日ヨリ二週間ノ請暇、孰モ許可シテ異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) ヲレデハ許可スルコトニ致シマス——委員長大瀧傳十郎君ヨリ、裁判管轄區域變更ニ關スル法律案ノ委員會ヲ開キタイト云フコトアリマシメタガ、許可シテ異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) ヲレデハ許可スルコトニ致シマス——是ヨリ日程ニ入リマス、第一第三號明治三十四年度歳入歳出總豫算追加案、石田貫之助君

第一 (第三號) 明治三十四年度歳入歳出總豫算追加案

(石田貫之助君演壇ニ登ル)

○石田貫之助君(二百十六番) 第三號ノ明治三十四年度歳入歳出總豫算追加案デゴザイマスガ、是ハ豫算會ニ於テ本院ニ於テ可決スベキモノナリト決シマシテアリマス、ツレヨリ第二ノ議事日程ニ載ッテ居リマス、特第一號明治三十四年度各特別會計歳入歳出豫算追加、是ハ第三號ト全ク牽聯シタモノデゴザイマス故ニ、一度ニ報告ヲ致シテ置キマス、本案ニ於キマシテモ、全然原案ノ通可決スベキモノナリト、委員會ニ於テ可決致シマシテアリマス

○議長(片岡健吉君) 全部ヲ議題ニ供シマス

○恆松隆慶君(二百二十四番) 委員長報告通今日ハドウカ……

○議長(片岡健吉君) 委員長報告通、原案ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通決シマス、議事日程ノ第二特第一號明治三十四年度ノ各特別會計歳入歳出豫算追加案、全部ヲ議題ニ供シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

第二 (特第一號) 明治三十四年度各特別會計歳入歳出豫算追加案

○議長(片岡健吉君) 委員長報告通、原案ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通決シマス、議事日程ノ第三衆議院議員選舉人名簿ニ關スル法律案、第一讀會ノ續、委員長ノ報告、瀧口歸一君

第三 衆議院議員選舉人名簿ニ關スル法律案 (委員長報告)

(瀧口歸一君演壇ニ登ル)

○瀧口歸一君(百四十五番) 衆議院議員選舉人名簿ニ關スル法律案ノ、特別

官報號外

明治三十五年二月十九日

衆議院議事速記録第十六號

議事日程第一乃至第四ノ件

1101

(三)

委員會ノ結果ヲ報告致シマス、現行選舉法ニ據レバ、四月一日ヲ期シ選舉資格ヲ有スル者ノ名簿ヲ調製スル答デアリマス、改正衆議院議員選舉法ハ、次ノ總選舉ヨリ之ヲ施行セラルベキ答デアリマス、舊法ニ依リ來ル四月一日ヲ以テ、新名簿ヲ調製セシムルモ、僅ニ補缺選舉ノ場合ノ入用ダケデゴザリマス、其手數其費用等ヲ掛ケマシテ、極テ短期日間ニ供フル用意ニ止ルヲ以チマシテ、此煩ヲ省キ、明治三十四年ニ於テ調製シタル選舉ハ、名簿ノ使用期間ヲ新法施行ノトキマデ延長セントスルニ在ル譯デゴザイマス、萬一補缺選舉ノ場合アリトシマスルモ、更ニ差支ハナイノデアリマス、因テ委員會ハ異議ナク本案ヲ可決致シマシタ、就イテハ本案ハ極テ時期切迫、目下其準備ニ掛リツ、居ルト云フ有様デ、最モ急速ヲ認メマスル、滿場諸君ノ贊成ヲ得マシテ、速ニ可決アランコトヲ希望致シマス

○恆松隆慶君(二百二十四番) ドウカ本案ハ讀會省略ヲ以テ、確定ニナッタ宜カラウト思ヒマス

(「贊成」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 恆松隆慶君カラ讀會省略ノ動議ガ出マシタガ、御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ讀會ヲ省略スルコトニシテ全部ヲ議題ニ供シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

衆議院議員選舉人名簿ニ關スル法律案 確定讀

○議長(片岡健吉君) 委員長報告通、御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通決定致シマス、議事日程ノ第四

沖繩縣及東京府管内伊豆七島ニ於ケル國稅徵收ニ關スル法律案、第一讀會ノ續、高木正年君

第四 沖繩縣及東京府管内伊豆七島ニ於ケル國稅徵收ニ關スル法律案(政

府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

(高木正年君演壇ニ登ル)

○高木正年君(二百五十三番) 私ハ第四ノ日程ノ委員會ノ結果ヲ報告致シマス、本案ハ極テ簡單ナモノデゴザイマスカラシテ、別段ニ御報告致スマデノ事柄モナリト思考致シテ居リマスガ、此沖繩縣ニ於テハ、目下土地整理中ニ在ッテ、整理後ニ於テハ國稅徵收法ニ據ッテ、國稅ヲ徵收スルコトガ出來マスルガ、現在ノ所ハ唯行政上ノ處分ニ委シテアルダケデ、或ル年度ノ如キハ五十萬圓ノ租稅ノ中デ、七萬圓程ノ滞納者ガアツテモ、之ヲ處分スルコトガ出來ナイト云フガタメニ、此本案ノ必要ヲ見出シタノデアルト云フ、政府ノ説明デアツタノデアリマス、異議ナク此法律案ハ委員會ハ全會一致ヲ以テ可決セラレマシタカラ、此段御報告致シマス、序ニ一言申シテ置キマスノハ、伊豆七島ニ於テハ、矢張沖繩縣ト同様ニ、國稅徵收ノ上ニ就イテ、滞納處分ヲ爲スコトガ出來ナイ、現在ノ有様ニナツテ居ル、獨リ國稅ノ滞納處分ノ出來ナイノミナラス、彼ノ島制ヲ實施セザルガタメニ、町村費ノ滞納處分モ出來ナ

イト云フ現在ノ有様ニナリ居ル、是ニ就イテ屢、是マデ島地ヨリモ、是等ノ處分ニ對シテ何トカ特ニ法規ノ設ノアルヤウニト云フコトハ、政府ニモ請求致シタコトガゴザイマスカラ、委員會ニ於テモ島ノ村費ニ對シテハ、此法案ニ於テ濫納處分ヲ爲スコトノ出來ルト云フ箇條ヲ加ヘタラバト云フ、意見モアッタノデゴザイマス、然ルニ政府ニ於テハ、目下其必要ヲ認メ、此事ニ就イテハ特ニ勅令ヲ以テ致スカラ、別段法律ニ設ケズトモ差支ナイト云フコトガアリマシタメニ、全然此案ハ政府提出ノ通、委員會ニ於テ可決致シタ次第アリマス

○恆松隆慶君(二百二十四番) 是モ讀會省略デ……

(贊成「ト呼フ者アリ」)

○議長(片岡健吉君) 恆松隆慶君カラ讀會省略ノ動議ガ出マシタガ、御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ讀會ヲ省略シテ、全部ヲ議題ニ供シマス、委員長報告通、原案ニ御異議ハアリマセヌカ

沖繩縣及東京府管内伊豆七島ニ於ケル國稅徵收ニ關スル法律案 確定議

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通確定致シマス、議事日程ノ第五市町村ニ於ケル女子ノ公職ニ關スル法律案、第一讀會ノ續、委員長ノ報告、高木正年君

第五 市町村ニ於ケル女子ノ公職ニ關スル法律案(高木正年君提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

○杉下太郎右衛門君(百六十七番) 委員長ガ關席デゴザイマスカラ、私カラ……

(杉下太郎右衛門君演壇ニ登ル)

○杉下太郎右衛門君(百六十七番) 市町村ニ於ケル女子ノ公職ニ關スル法律案ノ、委員會ノ經過及結果ヲ御報告致シマス、此委員會ハ昨日ヲ以テ決定致シマス、其次第ハ政府委員ノ出席モアリマスルシ、提出者ヨリ理由ノ説明モアリマシタ、質問審議ノ末、此法律ハ別ニ設ケルノ必要ガナイト云フ反對説モゴザイマシタガ、採決ノ結果、二名ニ對スル即チ一名ノ差ヲ以テ本案ハ否決スルコトニ相成リマシタ、私ハ本案ニ賛成ヲ致ス者デゴザイマス、尙ホ少數者ノ意見モ提出ガゴザイマスカラ、宜シク御審議アラシコトヲ願ヒマス

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附テハ第二讀會ヲ開クヤ否ヤ……

○高木正年君(二百五十三番) 議長、私ハ少數意見ヲ述ベタイデスガ……

○議長(片岡健吉君) 高木正年君

○高木正年君(二百五十三番) 私ハ簡短デアリマスカラ、登壇ヲセズ當席カラ述ベマスガ、第五ノ日程ノ市町村ニ於ケル女子ノ公職ニ關スル法律案ノ委員會ハ、實ヲ申シマスレバ、否決サレタトハ申スモノ、可否半數デアッタ、六名ノ出席者中、議長ガ賛成デアッテ、少數意見ニハ加ッテ居ラヌ、事實ニ於テハ可否半數ノ有様デアッテ、遂ニ委員長ガ——其贊成ノ一人ガ委員長デアッ

タタメニ、否決ト云フ名ヲ受ケタノデゴザイマスルガ、之ニ附イテ政府ニ於テモ、此案ニ非常ナル反對ヲ表セラレタノデハナイノデ、唯現時ノ制度ノ上ニ附イテハ、政府ニ於テハ餘リ必要ガナイト云フ聲ノタメニ、地方ニ於テハ女子ノ公職ヲ與ヘルコトハ、今日ニ於テハ尙ホ早シト云フ……何等ノ事柄ヲモ含マズシテ、冷眼ニ此案ハ否決サレタノデアリマス、一體現在ノ制度ノ上ニ附イテ、必シモ女子ノ公職ヲ與ヘネバ、町村ノ學校ハ今日ヨリ完成ヲ期スルコトノ出來ナイト申スノデハゴザイマセヌ、サリナガラ、既ニ女子ノ一斑ガ其生徒タリ女教師アル上ニ附イテ、若シ人物ノアル得限ハ、學務員ナリ學校員ナリ舉ゲテ任用スルコトガ、現在町村ノ學事ヲ獎勵スル上ニ附イテモ、完全スル上ニ附イテモ、女子ノ教育ヲ獎勵スル上ニ附イテモ、今日ヨリ確ニ一頭地ヲ出シタ結果ヲ見ルデアラウト云フコトハ、斯ク提出者ノ謂フノミナラズ、總テノ例證ノ上ニ附イテモ、世ノ中ノ人ガ認メテ居ルノデゴザイマス、就學獎勵ト云フハ言ハ、所謂貧民教育ノ普及ト云フ言葉デアアルノデアリマス、彼ノ慈善會ナルモノ、其他慈善ニ屬スル會合ガ、重ニ婦人ヲ主トシテ成テ居ルノハ何デアアルカ、現在我邦ノ財政ノ有様、我邦ノ町村ニ於ケル財政ノ有様、總テノ程度ノ上ニ附イテ、租稅ノ上ニ、決シテ之ヲ完成スルノ力ナシト云フノガ、今日ノ實際デアリマス、苟モ慈善會ナリ、其他ノ總テノ方面ナリ、義捐其他ノ協力ニ因ッテ完成スルガ相當デアルト考ヘタナラバ、女子ノ一斑ヲ扶ニ據シテ、之ニ依ッテ一部ノ組立ヲ爲シ、之ニ依ッテ就學獎勵ヲ爲サシムルト云フコトハ、實ニ今日ニ於テ緊急缺グベカラザルコトデアラウト信ジテ居ルノデアリマス、委員會ニ於ケル反對ノ議論ハ、今申スガ如ク、唯尙ホ早シト云フ言葉ノ中ニ沒セラレタノデゴザイマス、願ハクバ本會ニ於テ、成ルベク此少數ノ意見ヲ容レラレテ、此案ノ通過センコトヲ、偏ニ贊フ者デゴザイマス

(「ノウ／＼」贊成々々」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附キマシテハ、第二讀會ヲ開クヤ否ヤノ採決ヲ致シマス、第二讀會ヲ開カウト云フ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス、議事日程ノ第六議院法中改正法律案、第一讀會ノ續、委員長報告、安部井磐根君

第六 議院法中改正法律案(菅野善右衛門君提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

(安部井磐根君演壇ニ登ル)

○安部井磐根君(四十一番) 議院法中改正法律案ニ係ル委員會ノ結果ヲ御報告申シマス、誠ニ聊ノ字句ノ修正デアリマス、第四十九條ノ一「國務大臣ハ質問趣意書ヲ受領シタル次ノ會日」トアル、其受領シタルノ下ニ「日又ハ」ト云フコトヲ加ヘ、ツレカラ同シ四十九條ノ一「國務大臣ハ前項ノ請求ヲ受領シタル次ノ會日」トアル、此受領シタルノ下ニ「日又ハ」ト云フコトヲ加ヘマシテ、其他ハ本文ヲ以テ可トスベキモノト云フ決議デゴザイマシタ、此段御報告致シマス

○議長(片岡健吉君) 奥田政府委員

(政府委員法制局長官奥田義人君演壇ニ登ル)

○政府委員(奥田義人君) 唯今議題ニ供セラレマシタ所ノ、議院法中改正法律案ニ附キマシテ、政府ノ考ヘル所ヲ御參考ノタメニ一言致シテ置キタイト思ヒマス、元來是ハ特別委員會ニ於テ述べテ置キタイト、思フテ居リマシタノデハアリマスケレドモ、一度六七回委員會ノ通告ヲ受ケマシテ、開會ヲ御待チ致シテ居リマシタガ、其六七回共ニ委員會ノ御集リガ少クシテ、流會ニ相成リマシタ、昨日ハ委員ノ御集リガアツタト云フコトデ、出掛ケテ見マシタ處ガ、最早既ニ議決ニナツテマシタト云フ後デアリマシテ、意見ヲ述ベマスル機會ヲ得マセナクナド、甚ダ遺憾ニ存ジマスル、已ムヲ得ズ當議場ニ於キマシテ、一言ダケ述ベナケレバナラヌヤウナコトニナツタノデアアル、デ元來如何ナル種類ノ法律デアリマシテモ、制定ヲ致シマスルコトニハ、頗ル審議ヲ鄭重ニシテ、苟モ粗漏杜撰ノナイコトヲ期シ、一旦制定セラレマシタ以上ハ、多少ノ缺點ハアツテモ、巧ニ其運用ヲシテ、成ルベクハ容易ニ之ヲ改正ベマスマデモナイコトデアリマス、殊ニ此議院法ハ諸君ガ御承知アラセラルマシ場合ニ當テモ特ニ樞密院ノ議ヲ經ナケレバ、提出スルコトガ出來ヌト云フ程ニ、重イモノデアアルノデアリマス、故ニ重大ナル缺點ガアリマスル場合ハ格別デアリマスルガ、サモナイ以上ハ、此重イ所ノ法律ニ向ツテ、容易ニ改正ヲ爲スナント云フヤウナ端ヲ、此處ダ啓クト云フコトハ、最モ慎マナケレバナラヌコトデアアルト信ズルノデアリマス、而シテ此改正案ノ趣意ヲ見マスルト云フト、重大ナル缺點ヲ補ハレタ趣意ガ、現レテ居ラヌト申シマスルノニ少モ此重大ナル缺點ヲ補ハレタ趣意ガ、現レテ居ラヌト申シマスルノ如キ改正ヲ議院法ニ向ツテナスコト云フコトノ必要ハ、少シモナイト信ズルノデアリマス、デ其改正案ノ趣意ハ、既ニ諸君ガ御承知ニナツテ居リマスル通、二點ニ歸スルト思フノデス、大主意ハ即チ國務大臣ガ質問ノ趣意書ヲ領受致シマシタトキニ、次ノ會議日ニ當議場ニ出席シテ、其質問ニ對シテ答辯ヲシナケレバナラヌ、詰リ國務大臣ガ議場ニ出席シテ答辯ヲ致シマスル期日ヲ、是ニ依ツテ限定セラレマシタノガ一ツト、今一ツハ國務大臣ノ答辯ガ要領ヲ得ナカッタトキニハ、議院ハ國務大臣ノ出席説明ヲ請求スルコトガ出來ルト云フコトヲ加ヘラレマシタノガ、主眼デアラウト信ズルノデアリマス、而シテ其理由ヲ見マスルト云フト、現行議院法ガ不備デアルカラ、時ニ或ハ要領ヲ得ザル文書ヲ以テ、答辯ヲ政府ガスルト云フコトモアリ、甚シキニ至リテハ、閉會ニ追ツテ質問ノ趣意ヲ没却シ、漠然タル答辯ヲ爲スコトモアル、又議院規則ニ依ツテ、國務大臣ノ出席ヲ求メ、詳細ナル質問ヲ爲サウト思フテモ、國務大臣ハ是ニ應ゼヌト云フヤウナコトガアツテ、甚ダ不都合デアアル故、此改正ヲ加ヘテ、サウシテ此弊ヲ防ガウト云フ御趣意ノヤウニ考ヘラレマス、私ハ何モ此場合ニ於テ、辯解致スノデアアリマセヌケレドモ、此質問ノ數モ諸君ガ御承知ノ通、年々隨分多數デアリマシテ、私ノ記憶シテ居ル所ニ據リマス、十四議會ニ於キマシテハ、開會ノ日數ガ三十四日間デアッタニモ拘ラズ、質問ノ件數ト云フモノハ、確カ七十八程アリマシタ、十五議會ニ於キマシテハ、開會ノ日數ガ二十日間デアッタニモ拘ラズ、質問ノ件數ハ五十五件モアツタト

思ヒマス、當議會ハ今日デ十六日ノ開會デアリマス、而シテ質問ノ件數ハ二十七ハモ出テ居リマス、デ斯様ニ多數ナル所ノ質問ニ向ツテ答辯ヲ致シマスノデアリマスルノデ、勿論質問ノアリマシタトキニハ、政府ハ十分事實ヲ調査シテ、要領ヲ得ル答辯ヲ爲シテ居ル積デアアルノデアリマスケレドモ、斯ノ如ク多數ナル質問ニ對スル答辯デアリマスカス、時トシマスルト、或ハ諸君ニ於テ要領ヲ得ナイ答辯ダト思召サウナコトハナキニモアラズデアアル、サウ云フ場合ニ於キマシテハ、宜シク再ビ質問趣意書ヲ提出セラレマシテモ、然ルベキコトデアアルト存ジマスルシ、又國務大臣若クハ政府委員ニ向ツテ、口頭ヲ以テ答辯ヲ求メラレテ、少モ差支ナイコトデアアルト信ズルノデアアル、ソレヲノコトハ現行ノ議院法第四十九條 第五十條ノ運用ニ依ツテ、如何ヤウニモ爲シ得ラレルコトデアリマスカラ是等ノタメニ特ニ改正ヲ要スルノ必要モナイカト思ヒマス、又閉會ニ追ツテ質問ノ趣意ヲ没却スルト云フヤウナコトハ没却シテ漠然タル答辯ヲ爲スト云フヤウナコトモ、理由書ニ現レテ居リマスケレドモ、諸君ガ御質問ニナリマスノモ、畢竟國務ニ關スルコトニ附イテ御質問ニナルノデアリマス、又政府ガ答辯ヲ致シマスルノモ、無論國務上ノコトヲ答辯致スノデアリマス、決シテ一家ノ私事デモ何デモナイノデアリマスカラ、何等憚ル所モ少モアリマセヌ——アリヤウガナイノデアアル、殊更ニ閉會ニ追ツテ質問ノ趣意ヲ没却シテ、漠然タル答辯ヲ爲スト云フヤウナコトハ政府ニ於テ決シテ致シタコトハアリマセヌ、又將來ニ於テモ、斯ノ如キコトハ致サヌ積デアリマス、併ナガラ極ク閉會近クナリマシテ、質問ガ出マシタ場合ニ於テ、答辯ヲスルノ邊ナクシテ、遂ニ其儘經過ヲシタト云フヤウナコトガ、或ハアツタカモ知レマセヌ、ソレカラ又議院規則ニ依ツテ、國務大臣ノ出席ヲ求メラレマシタ場合等ニ於キマシテハ、國務大臣ハ或ハ宮中ニ出テ居リマスルコト、或ハ又病氣デアリマスルコト、若クハ又緊急ナル事件ニ附イテ、協同ヲ爲シテ居ルト云フヤウナコトノタメニ、萬已ムヲ得ヌ差支ガアツテ、其御求ニ應ズルコトガ出來ヌヤウナコトガ、往々ニシテアリマスケレドモ、サモナイ以上ハ、諸君ヨリシテ御求ノアル場合ニ於テハ、何時デモ出席シテ答辯スルコトヲ、少モ避ケルコトハアリマセヌ、デ若シ又國務大臣ガ差支マスル場合ニ於キマシテハ、政府委員モソレ——アルモノデアリマスカラシテ、政府委員ガ出テ答辯ヲスルコトモ、出來得ルコトデアリマスルシ、要スルニ是等ノコトニ附キマシテ、現行ノ法律ニ依ツテ以テ、十分運用ヲ爲シ得ラレルコトデアアル、又國務大臣等ガ法律ノ規定ニ依ツテ、始テ行動ヲスルト云フヤウナコトデハ、到底憲法ノ十分ナル運用モ附クモノデハナイノデアリマス、斯ノ如キコトハ國務大臣ハ、其本分ト其職務ヲ守ツテ、縱令法律ニ明文ガナシト雖モ十分盡サナケレバ、努メナケレバナラヌコトデアアルト信ズルノデ、況ヤ現行ノ議院法ニ於キマシテ、ソレ——明文ガ備ツテ居リマス以上ハ、斯ノ如キ改正ヲ議院法ニ向ツテ加ヘラル、ト云フコトハ、諸君ニ於テ十分御熟考アラントコトヲ、希望致シテ置キマス

○工藤行幹君(百三十六番) 議長

○議長(片岡健吉君) 工藤行幹君、質問デスカ

○工藤行幹君(百三十六番) 質問デス、私ハ唯今ノ政府委員ノ本案ニ對スル反對ノ演說ニ附イテ、質問致シタイノデゴザイマス、併シ若シ政府委員ニシ

テ御答ガ出來ヌナラバ、願ハクハ大臣ガ御出席ニナラテ御答ヲ得タイ、又出來ルナラバ明ニ御答ヲ得タイト云フコトヲ、冒頭ニ置イテ、私が質問ヲ致スノデゴザイマス、ト云フノハ、唯今政府委員ノ言ハレル通、此案ハ——議院法ハ誠ニ大切ナルモノデアルカラ、容易ニ改正スルコトハ出來ヌト云フコトハ、一應御尤ノヤウニ承ハル、吾々モ成ルベク法律ト云フモノハ、サウ展、改正シナイ方ガ宜イト云フコトハ、能ク承知シテ居リマスルケレドモ、如何セシ法律ノ不完全ナルメニ、大ナル此議院ハ便宜ヲ感シテ居ルノデゴザイマス、ツレハ何デアルカト言ヘバ、是マデノハ姑ク措イテ、質問書ヲ出シテモ政府ハ一向答ヘヌ、サウ云フコトガナイカノ如ク言葉ヲ藉テ言フケレドモ、現ニ當年ノ議會ニ於テドウデゴザイマセウ、軍人分捕問題ニ附イテ質問書ヲ出シ、七日間ニ之ヲ御答辯アリタイト云フコトヲ言フタノニ、ソシナニ取調ベナケレバナラヌトモ、吾々ハ思ハヌノデアル、然ルニ政府ハ答ヘヌ、又其後內正志君カラ、兩度マデ此議院ニ於テ、早ク答辯ニナランコトヲ言ウタケレドモ、今以テ政府ハ恬トシテ之ニ答ヘヌ、又本員カラ提出シタ所ノ支那ノ戰利品ノコトニ附イテ、既ニ取テ居タ金ハ幾ラアルカ、此金ヲドウスルカ云フ位ノコトハ、僅カ一時間カ二時間アルト云フト、答ガ出來ルコトト吾々ハ思ウテ居ル、然ルニ政府ハ答ヘヌ、ト云フノハ、如何ニモ政府ノ仕方ガ極端ニ言フタナラ、殆ド法律ヲ無視シテ居ルヤウナコトデアリハシナイカト思フノデアル、畢竟此議院デ質問書ヲ出スト云フモノハ、政府ノ意向ヲ質問シテ、然ル後ニ或ハ此豫算ニ對スルコト、或ハ法律ヲ出サナケレバナラヌコトモアル、法律ヲ議スルニ附イテ、大ニ試ネバナラヌコトデアルノニ、政府ハ一向答ヘヌ、而レテ或ハ國務大臣ノ出席ヲ求メテ、何時デセ宮中ニデモ出テ居ナケレバ出ルト云フヤウナコトヲ言ハレルガ、殆ド違辭ト言ハナケレバナラヌノデアル、是マデ度々求メタコトモアルケレドモ、ナカ——國務大臣ハ出テ來ヌ、自分ノ御都合ノ好イコトナラバ、早ク答ガ出來ルガ、少シ苦レイコトニナルト、イツデモ通レテ出テ來ヌニ付イテ、已ムヲ得ズ此案ト云フモノハ重大ナルコトデアアルケレドモ、例ヘバ樞密院ニ掛ラウガ、天聽ニ達シヤウガ、斯ノ如ク國務大臣ガ不親切デアル以上ハ、ヤラナケレバナラヌコトデアラウト思ヒマスガ、是マデ現ニ當年ノ議會ニ於テ、國務大臣ガ本員等ノ提出シテ居ル、支那ノ戰利品ノ質問分捕ノコトニ附イテノ質問ヲ答ヘ得ナイノハ、答ヘ能ハザルダケノ、何等ノ理由ガアッテ、今日マデ答ヘ得ヌノデアアルカ、其理由ヲ詳シク承リタイ、若シ其唯今ノ政府委員デ御答ガ出來ナケレバ、ドウゾ國務大臣ニ唯今御出席ニナラテ、御答アラント希望致シマス

〔政府委員法制局長官奥田義人君演壇ニ登ル〕

○政府委員(奥田義人君) 唯今工藤君ヨリ御述ニナリマシタ所ノ、各種ノ質問ニ對シマシテハ、事實調査中デアリマスルデ、イヅレ近々ノ中ニ答辯致シマス

〔工藤行幹君「其通ダカラ困ル」ト呼フ〕

○菅野善右衛門君(三十番) 議長

○議長(片岡健吉君) 菅野善右衛門君ハ御質問デスカ

○菅野善右衛門君(三十番) 質問致シマスガ、唯今政府委員カラシテ、現行議院法四十九條ノ如キハ、漫ニ改正ヲ試ムベキモノデハナイ、所謂憲法五十一條ニ規定シテ居ル所ノ法律デアッテ、憲法ニ亞グ所ノ法律デアアルカラ、輕シク改正ヲ試ルコトハ往カナイト云フ説明デゴザイマシタガ、私ハ實ハ政府ニ於テ此議院法ヲ無視致シマシテ、遵奉サレテ居ラナイト思フノデゴザイマスカラ、提出シタノデゴザイマスル、デ政府ハ現行議院法ヲ遵奉シテ居ルト云フ説明デゴザイマスガ、シテ見ルト、私ハ茲ニ一ツノ質問ヲ試ミヤウト思フ、此四十九條ノ二項デゴザイマスガ「答辯スヘキ期日ヲ定メ」トゴザイマス、所ガ二十三年以來、國會ヲ開設セラレテ茲ニ十六回、殆ド四百餘通ノ質問ガ出マシテ、其間ニ三百幾ラカ書面デ以テ答ヘテ、百バカリハ一向何等ノ答辯モ爲サナイシ、又其間ニ十幾ツカ、國務大臣ガ出テ説明シタト云フ成績ニナラテ居ル、然ル處ガ此答辯スベキ期日ヲ定メト云フガ、政府ハドウ解釋ニナラテ居ルカ、吾々ノ解釋スル所ヲ以テスルト、質問書ヲ議員カラ提出シタ場合ニハ、政府ハ何日ニ此答辯ヲ爲スト云フコトヲ、期日ヲ定メテ議院ニ報告スルコトデアアルト、私共解釋シテ居ル、所ガ茲ニ期日ヲ定メタルノヲ、政府ハ國務大臣ノ胸中ニデモ御定ニナラテ居リ、時ニ或ハ隨意ニ變更シテ、閉會ノ日、閉會ノ間際ニスルト云フコトノ解釋デアラウカ、此期日ヲ定メト云フコトハ、ドウ云フコトニ運用サレル法律ニナラテ居ルカト云フコトヲ聞キタイ

〔政府委員法制局長官奥田義人君演壇ニ登ル〕

○政府委員(奥田義人君) 御答ヲ致シマスガ、此議院法四十九條ニ於キマシテハ、御承知ノ通ニ「質問趣意書ハ議長之ヲ政府ニ轉送シ國務大臣ハ直ニ答辯ヲ爲シ又ハ答辯スヘキ期日ヲ定メ云々」ト、規定ヲ致シタルノデゴザイマス、政府ノ解釋致シマスル所ハ、直ニ之ヲ答辯ヲ爲スト、斯ウ書イデアリマシテモ、例ヘバ今日今此質問書ガ出マシタカラト云フテモ、議事中デアッテ答辯ヲ爲シ得ナイコトモアリ、夕方ニ此議會ノ閉會ノ間際ニ至リマシテ、質問書ガ出マシテモ、答辯ヲ爲シ得ラレナイコトガアル、此直ニト云フコトハ、要スルニ是ハ相當期間內ト云フコトデアアルト解釋シナケレバ、事實此以上ノ運用ハ出來得マセヌノデアリマス、相當期間內ニ答辯ヲシテ、其相當期間內ニ答辯ヲスルコトノ出來ヌヤウナコトガアリマシタキニハ、答辯スベキ期日ヲ定メテ、此議會ニ通知ヲスルト云フ意味デアラウト信ジマスルノデアリマス

○工藤行幹君(三十三番) 唯今本員ノ質問ニ對シテ、政府委員ハ取調中ダト云フ御答デゴザイマスルガ、モウ一應進デ承リタイ、此取調ト云フコトハ、事實デモ取調ベテ、錯綜シタコトマデアッタナラバ、成ル程五日ナリ十日ナリ掛ルコトガアリマセウケレドモ、分捕問題或ハ戰利品ノ問題ノ如キハ、戰利品ノコトナラバ、大藏省デ取ツタ金ハ幾ラアルト云フコトハ、大藏省ニ帳簿ト云フモノガアリマシテ、何月何日戰利品幾ラ這入ッタト云フコトハ、一目見タラ

分ルコトデアアル、此金ヲ何ニ使ウ積デアアルカ、使ウ積ガナイナラバナイ、使  
ウ積ナラバ何ニ使フコトニ、何デウシナニ調査ニ五日モ十日モ、此餘  
モ掛ル必要ガアルデゴザイマセウカ、大藏省ニ收入ノ帳簿ハナイノデゴザイ  
マスカ、或ハ使フテモ、大藏省ニ其帳簿ガナイノデアアルカ、帳簿ガアルトスレ  
バ、既ニ是等ノコトハ答ヘルニ、幾ラ無能ナ者デモ、二時間カ三時間掛レバ  
出來ル、若シ政府ハ何モ頭ニ物ガナク、無爲ナラバ出來ナイカモ知ラナイケ  
レドモ、苟モ國務大臣アリ、相當ノ政府委員ト云フモノガアテ、是ガ出來  
ナイノハ、取調ヘルニドウ云フ譯デ、サウ云フ時日ヲ要スルコトダカ、其時  
日ヲ要スル理由ヲ承リタイノデアリマス

(政府委員法制局長官奥田義人君演壇ニ登ル)

○政府委員(奥田義人君) 唯今ノ御質問ニ御答ヲ致シマスルガ、私ハ其主管  
ノ政府委員デアリマセウカ、詳シク事實ハ承知致シマセウ、サリナガ  
ラ多分是ハアチコト同合セナケレバナラヌコトガアテ、延引ニナラ居ルノ  
デアラウト、信ズルノデアリマス

○工藤行幹君(百三十八番) 斯ノ如キ答デアアルカラ、私ハ之ヲ目シテ腰膝ト  
云フノデゴザイマスガ、私ノ質問ハ若シ今ノ政府委員ガ答ヘルコトガ出來ナ  
イナラバ——國務大臣ガドウレテ之ニ答ヘスト云フノニ、取調中デゴザルト  
云フカラレテ、尙ホ其事ニ對シテ再ビ反問スルノデアアル、故ニ自分ガ此局ニ  
當ラナイカラレテ、知ラナイナラ知ラヌト云フテ閉口シテシマツテ、免ニ角ニ  
知ツテ居ル國務大臣ニ御出席ニナラテ、私ハ今ノコトヲ承リタイと思フカラ、願  
ハクハ國務大臣ガ出席ニナラテ、御答辯アラシコトヲ希望スルノデアリマス

○菅野善右衛門君(三十番) 議長

○議長(片岡健吉君) 菅野善右衛門君ハ御質問デスカ

○菅野善右衛門君(三十番) 左様デゴザイマス、尙ホ政府委員ニ御尋ネヲ致  
シマスガ、此四十九條ノ解釋ハ、答辯スベキ期日ヲ定メタルノハ、政府ヲ定  
メル解釋デアルト云フ御説明ノヤウニ聽取リマシメガ、果シテサウデアリマ  
スレバ、是マデ議會ヲ開カレテカラ茲ニ十六回ノ間ニ、一度モ答辯スベキ期  
日ヲ定メテ、議院ニ報道シタコトノナイコトニナラ居ルデゴザイマス、レテ  
見マス、期日ヲ定メタルハ政府ヲ定メテ具ヘテ置イテ、議院ニ報道セスト  
效力ガアルト云フ譯ニナラ居ルデゴザイマセウカ、一體斯様ナ法律ハ、一  
方ニ通知シテ始テ效力ガ生ズルノデ、自分ノ方デ定メテ置イタラ、ツレデ足  
ルト云フコトデアラテハ、法律ハ何モ期日ヲ定メロト云フ明文ヲ下レテ置  
コトハナイト私ハ思フノデゴザイマス、例ヘバ、伊國ノ議院法ノ百五條ヲ繙  
イテ見マス、期日ヲ定メテ議院ニ報道スル、議院ニ報道シテ質問者ガ異議  
ガアレバ、議會之ヲ決定シテ、國務大臣ニ質問ニ答辯スベキ日ヲ定メテ守ラセ  
ルマデ、議事日程ニ載セルコトニ規定シテアル、ツレカラ考ヘテ見ルト、日本  
ノ議院法ノ四十九條ノ答辯スベキ期日ヲ定メト云フコトモ、政府ヲ定メテ議  
院ニ報道セラル、コトデアラウト思フ、唯内幕ニ定メテ置カレタノデアラウ  
カ、ドウデアルト云フコトヲ聞キタイ、内幕ニ定メテ置イテ、コチウニハ報道

セズトモ足リルト云フ解釋デアアルヤ否ヤ、ツレカラ第二ハニ、政府委員ハ議院法  
ハ容易ニ改正スベキモノデナイト云フ説明デアアル、然ルニ是ヨリ先ニ歳費ヲ  
改正スル案ヲ出シタコトガアル、歳費ヲ改正スル案ヲ出ス位ノコトデアレバ、  
是等ノモノヲ改正シタコトデ何デモナイノデアアル、彼ヨリ是ハ却テ譯モナイ話  
デアアル、サウレテ是マデノ有様ハ、政府ノ答辯ガナラテ居リマスレバ、折角職  
員等ハ政府ニ向テ質問ヲ致シテ、國家ノタメニ法律ヲ改正シヤウトシテモ、  
一向其實行スルコトハ出來ヌノデアリマス、此ニツノ説明ヲ得タイ

(政府委員法制局長官奥田義人君演壇ニ登ル)

○政府委員(奥田義人君) 御答ヲ致シマスル、第一ノ御問ハ、從來ノ政府ニ  
於テハ、答辯ヲ爲スベキ期日ヲ定ムルコトガナイヤウデアアルガ、ドウデア  
カト云フ御問ノヤウニ聽エマシメガ、成ル程私モ從來答辯ヲスベキ期日ヲ定  
メテ、議會ニ報告ヲシタコト云フヤウナ事實ハ、ナイカノヤウニ覺エマス、ツ  
レハ畢竟相當ノ期間内ニ答辯ヲシタカラシテ、其事實ガ今日マデ現レテ居  
ヌデアラウト思ヒマス、ツレカラ又第二ノ御問ノ、議院法ハ容易ニ改正スベキ  
モノデナイト云フタニモ拘ラズ、既ニ政府ハ議員ノ歳費ノコトニ附イテ、議  
院法ヲ改正シタノデハナイカト云フ御話ノヤウニ承リマシメガ、此議員ノ歳  
費ヲ改正シマシメタルハ、餘程重大ナコト、信ジタノデアリマス、先刻私ガ述  
ベマシタルハ、議院法ハ絕對的ニ改正スルコトハ出來ナイト云フコトヲ述ベ  
タノデハナイ、事柄ガ重大デアレバ、是ハ已マラ得ヌコトデアリマス、カラ、  
改正ヲシテモ然ルベキコトデアルガ、事柄ガ重大デナラシテ、容易ニ之ヲ改  
正スルト云フコトハ、價マナケレバナラヌト云フコトヲ、述ベヌノデアリマ  
ス

○丸山巖藏一郎君(百九十一番) 唯今政府委員カラシテ、答辯ノ期間ハ相當  
ノ期間ヲ定メテ答辯スルト云フコトヲ、述ベラレマシメガ、私カラモ此重大  
ナル國家ノ基礎ニ關スル町村ノコトニ附イテ、二回マデモ質問ヲ致シテ居  
マスケレドモ、最早相當期間モ過ギタウト思ヒマスガ、未ダ答辯ヲ得ナ  
イ、此相當ノ期間ハ何十日、何箇月繼續スルモノデアルカト云フコトヲ、第  
一ニ質問スル、又本員ハ相當ノ期間ハ經過致シテ居ルモノト思ウテ居ル、思  
ウテ居ルガ、政府ニ於キマシテモ、先ヅ相當ノ期間ハ經過シタモノト、自分  
カラ見ナケレバナラヌガ、此際内務省カラ相當期間ヲ定メテ答辯スルト云フ  
コトヲ、豫約スルコトガ出來マスカドウカ、此事ヲ伺ヒマス

(政府委員法制局長官奥田義人君演壇ニ登ル)

○政府委員(奥田義人君) 御答ヲ致シマスルガ、此相當期間ト云フコトニ附キ  
マシテハ、勿論事柄ニ依テ多少違ウノデアラウト信ジマス、然レドモ何  
十日トカ、若クハ何箇月トカ云フ程、サウ永ク延引スルト云フコトハナイノ  
デアリマシテ、若シ相當ノ期間ヲ經過シテ居ルト云フ御考デ、其答辯ヲスベ  
キ期日ヲ定メテ、報告ヲセヨト云フコトデアレバ、政府ハ之ヲ爲シマシテ、少  
モ差支ハアリマセウ

〔西原清東君演壇ニ登ル〕

○西原清東君(二百八番) 登壇スル程ノコトモアリマセヌガ、本案ノ二讀會ヲ開クベカラズト云フノ意見ヲ表明シタト思ヒマス、其理由ハ先刻奥田政府委員ノ御陳述ニナリマシタ、初段ノ御意見ガ理由ノアル御意見デアリマス、即チ憲法附屬ノ法律ハ、輕ミシク之ヲ變更セザルヤウニ致シタト云フ精神デアリマス、議院法ノ種々ノ不備不都合ナル點ヲ言ヘバ、單リ本案ノ如キ場合ニハ限リマセヌ、數多改正ヲ要シタト點ハ、明治二十三年以來、多クノ諸君ガ感ゼラレテ居ル點ガアルデアラウト信ジテ居ル、ソレデ改正スルトキガ來タナラバ、餘程大部分ニ改正ヲ加ヘナケレバナラヌト、多少ノコトヲ忍ビテ、其時機ヲ待テ居ルヤウナ意味デアラウト思フ、サウシテ此質問ニ對シテ、幾ラカ法律ノ運用上ニ於テ、從來遺憾ナ實績ガアツタト云フコトハ、諸君ノ御認ニナル點デアラウト思ヒマス、是ハ所謂實地ノ運用ノ問題デアリマシテ、法ガ完備ヲ致シマシタトテ、免レ難キコトデアリマス、互ニ質問ヲ發スル人ニ於キマシテモ、注意ヲ致シ、答辯スル者ニ於テモ注意ヲ致シ、兩々共ニ相注意シテ、其上ニ圓滿ナル效果ヲ收ムルコト、信ズル、實ハ質問ノ建發、寧ロ濫發ト云フ弊モアラウト信ズル故ニ、自ラ其質問ヲ輕侮セラレテ、要領ヲ得ザル答辯ヲ得ルト云フヤウナ事柄モナキニシモアラズト信ズル、殊ニ此法律案ガ特別委員ニ付セラレテ、五日モ六日モ七日モ委員會ガ成立スト云フ事柄ハ、ドウデアルカ、其特別委員諸君ガ怠慢トノミハ解釋シナイノデアル、畢竟其案其物ノ必要ヲ感シナイ、同情ヲ持タナイ結果、サウ云フ失態ニ陷テ居ルト云フコトヲ認メナケレバナラヌデアアル、之ヲ通過致シマスルト云フト、立派ナ案ニ向ッテノ特別委員等ガ、頗ル怠慢デアツタト云フコトヲ、表明スルノデアラウト思フ、斯ウ云フ譯デ、全體法律ノ改正ト云フコトハ、注意シタイモノダト、殊ニ憲法附屬法ノ議院法ノ如キモノ、改正ハサウ輕卒ニ變更シナイヤウニシタイト云フコトニ同意ヲ有チマス、ソレデ私ハ本案ハ二讀會ヲ開クベカラズデアリマス

○花井卓藏君(二百八十三番) 私ハ一ノ動議ヲ出シタ、此案ハ此儘ニ今日ノ議事ヲ延期スルト云フ動議デアリマス、其理由ハ私ハ本案ニ賛成ヲ致ス者デアリマス、併ナガラ餘程此事ハ、攻究ヲ要スベキ點ガ多クデアラウト考ヘテハ、相當期間ナル文字ニ逃ゲテ居ルノデアアル、併ナガラ世ノ中ノ法律ノ言葉ノ上ニ於テ、凡ソ相當期間ト云フコト程、曖昧ナル説明ハナイノデアアル、法律ノ條文ノ上トシテモ、曖昧ニ失スルノデアアル、法文ノ説明トシテモ曖昧ナルモノデアアル、今日マデノ質問ニ對シテ、政府ノ答辯方ト云フモノヲ調ベテ見ルト云フト、凡ソ相當期間ノ解釋ガ二ツニナッテ居ル、答ヘ易キモノト云フコトニ附イデハ、一日若クハ三日ト云フノヲ以テ、相當期間トシテ居ルヤウニ思ハレル、ソレカラ答ヘ難キモノニ對シテハ、閉會前一日若クハ閉會ノ當日ヲ以テ、相當期間ト解釋ヲシテ居ルヤウニ見受ケルノデアアル、斯様ニ相當期間ト云フコトヲ濫用スルト云フ事柄ハ、寧ロ質問ノ濫發ト云フヨリハ、甚シイ

遣リ方デアラウト考ヘル(「大ヒヤ」ト呼フ者アリ) 併ナガラ西原君モ御演說ニナリマシタ如ク、質問ノ濫發モ亦本員多少認メルノデアリマス、認メマスガ、其濫發的ノ質問ニ對シテ、相當期間ノ運用ハ容易ニ出來ルノデアアル、濫發ノ質問タルヤ答ヘ難キモノニアラズシテ、答ヘ易キモノデアアル、故ニ政府ハ是等ニ對シテハ、政府ハ進ンデ數日ノ間ニ自由自在ニ答辯ヲシテ居ル、併ナガラ吾々ノ求ムル答辯ハ、此濫發的ノモノニアラズシテ、極テ大切ナル重要ナル質問デアアル、政府ノ困難トシテ、相當期間ノ解釋ニ依ッテ、閉會前若クハ閉會當日ニ答ヘルモノヲ云フノデアアル、本案ニ含ム改正ノ趣意モ、蓋シ私ノ申シマス濫發的デナイ分ノ質問ノタメニ、提出セラレタルモノト信ズルノデアアル、併ナガラ議院法第五十條ヲ見ルト、元來政府ガ質問ニ對シテ答辯スルコトヲ怠タ場合ニ於テハ、重大ナ責任ヲ帶ビナケレバナラヌ、即チ議院ガ質問ヲ爲シタル場合ニ於テ、曖昧不明ナル説明ヲ爲シ、或ハ全ク答辯ヲ爲サル場合ニ於テハ、議院ニ於テ議院ノ權利ヲ以テ、一ノ動議ヲ提出致シテ、建議ガ出來ルト云フ規定ニ相成ッテ居ルノデアアル、即チ政府ノ答辯ノ仕方ノ惡シキ場合ニハ、一ノ制裁ノ法律ニ出來テ居ルノデアリマス、併ナガラ政府ノ建議ヲ迎フル、恰モ濫發ノ質問ヲ迎フルガ如ク、數回ノ建議ヲ爲シテ、更ニ何等ノ效果モナイト云フ實例モアリマスカラ、其運用ト云フコトニ附イデモ、政府ニ向ッテ大ニ問ハナケレバナラヌ點ガアリマス、免ニ角私ハ人ヲ以テ其事ヲ廢スルコトヲ喜バナイノデアアル、此案ノ提出ノ方法如何、提出者ノ何人タルヲ要セズシテ、隨分有益ナ案デアルト考ヘルノデアリマスカラシテ、免ニ角暫ノ間四十九條、五十條、竝ニ此運用ニ關スル政府ノ今日マデノ經過ト云フモノヲ、取調ベナケレバナラヌノデゴザイマス、十三議會トカ十四議會トカ云フモノヨリノ經過沿革デハ、承知ガ出來ナイノデアアル、第一回ノ帝國議會ヨリシテ、十六ノ議會ニ至ルマデ、凡ソ質問ニ對シテドウ云フ相當期間ノ取方、是等ノコトヲ十分調査シテ、之ヲ連續シテヤレバ、マダ七日ヤ十日ハ掛ルト思ヒマス、重大ナル議院法ノ改正デアリマスガ故ニ議會ガ七回デ其實ハタタ一時間カ二時間デ濟シタト云フヤウニ、輕卒ニヤリマス、政府モ此案ヲ輕卒ニ迎ヘテ、折角救済ノタメニ出來タ案ガ、役ニ立タヌト云フヤウニナルコトヲ憂ヘマスカラ、詰リ此案ヲ比較的ニ濫發ノ部分ニ屬セザルモノデゴザリマスカラシテ、假スニ時日ヲ以テスルト云フ理由ヲ以テ、暫ク延期ヲスルト云フ動議ヲ出シマス

○安藤龜太郎君(二十二番) チョット花井君ノ動議ニ附イテ、賛成ノ意見ヲ述ベタイ、ト云フモノハ、花井君ガ唯今此改正案ニ附イテ、喋々述ベラレマシタガ、畢竟此案ノ出マスルト云フモノハ、大臣ガ質問書ガ出レバ、其際ニ極テ勉勵シテ答辯ヲ爲サレバ宜シイコトデアアル、然ルニ其答辯ハ此改正案ニ在リマス通、何時モ議會ガ始ッテ以來、答辯書ヲ出スノニ、或ハ要領ヲ得ナイ答辯書ヲ出スト云フヤウナコトデ、畢竟此案ガ出タノデアラウト思フ、而シテ奥田政府委員ノ唯今ノ御答辯ニ據ッテ見テモ、議會ガ僅ノ間デアアルニモ拘ラズ

質問書が濫發ヲスル故ニ、之ニ對スルニハ一々答辯ハ出來ヌカラ、已ムヲ得  
スト云フ御答アリマシタガ、吾々ハ之ニ對シテ大ニ疑ガアル、ト云フモノ  
ハ、成ル程此會議ノ日數ハ僅デアツテモ、會期ノ日數ハ澤山デアル、然ルニ其  
間ニ政府委員ガ之ニ對シテ能ク研究ヲシテ、答辯ヲシナイト云フコトハ、如  
何ニモ政府委員、國務大臣ガ、議院ニ對シテ不親切デアル、故ニ是等ノコト  
ニ附イテハ、十分研究ヲ吾々ハシタイト云フ考デアリマスカラ、唯今ノ花井  
君ノ此案ハ暫ク延期スルト云フコトニ、私ハ贊成ヲ致シマス

〔贊成贊成〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 延期說ハ先決問題デアリマスカラ……

○石黒涵一郎君(五十一番) 花井君ノ說ニ反對ノ意見ヲ述ベタイ、花井君ノ  
說デハ重大ナ問題デアルカラ、尙ホ熟考ヲ要スルコトガアルカラ、延期シヤ  
ウト云フ要求デアルケレドモ、ソレハ第二讀會ヲ開クベシト決シタ後ニ於テ、  
衆議院規則第九十一條ヲ適用シテ、定期ノ時間ヲ置イテ、二讀會ヲ開ケバ宜シ  
イ、故ニ第二讀會ヲ開クベシヤ否ヤヲ決スルガ相當ト考ヘマス、若シコレヲ  
開クト云フコトニナリマシタラ、私モ花井君ノ說ニ其時ハ贊成ヲ致シマス

○丸山嵯峨一郎君(百九十一番) 勸議ガ出テ居リマスガ、私ハ反對ノ反  
對——唯今延期ノ勸議ニ反對ノ意見ガアリマシタガ、何時タリトモ其勸議ハ  
提出セラレテ宜シイと思フ、故ニ私ハ勸議ニ贊成ヲ致シタノデアアルガ、尙ホ  
其理由トシテ、之ニ附加ヘテ置キマス、第一ニハ先程西原君カラ、最モ吾々  
ノ敬スベキ人カラ演說ガアツテ、ソレハ多クノ改正スル點ガアルカラ、少ノ改  
正ハ必要デアルト云フヤウナ御意見ガ、一ツデアツタケレドモ、斯様ナ理窟  
ハアルベカラザルコトデアアル、又自ラ多ク改正スベキ點ヲ見出シタナラバ、ソ  
レヲ責任ヲ帶ビテ改正ヲ爲スベキ筈デアアル、縱令少キ改正デモ改正スベキモ  
ノガアレバ、一日モ猶豫セズ改正スルガ、議院ノ責任デアアル、改正スベキ點  
ガ現レテ、自ラ改正スベキコトヲ知リナガラ、他ノ口實ヲ以テ改正ヲ拒ムト  
云フコトハ、甚ダ理由ノ分ラヌコトデアアルと思フデアリマス、其次ニハ委  
員會ニ於テ怠慢デアツタ故ニ、本會ニ於テモ亦之ヲ怠慢ニ付シテ宜シイト云フ  
ヤウニ演說セラレタケレドモ……

○議長(片岡健吉君) 贊成論ニ反對ノヤウニ聽キマスガ、此勸議ニ反對デス

○丸山嵯峨一郎君(百九十一番) 反對演說ニ對シテ反對デス、本員ハ先程ノ  
如キ意味ヲ以テ否決セラレテハ、議院ノ體面ニ關スルカラ、私ハ延期ヲシテ、  
慎重ナ態度ヲ以テ議決センコトヲ希望シテ、勸議ニ贊成シマス

○議長(片岡健吉君) 花井卓藏ノ延期說カラ採決ヲ致シマス、花井卓藏君ノ  
勸議ニ贊成ノ諸君ハ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス、次ニハ第二讀會ヲ開クヤ否ヤニ附イ

テ採決ヲ致シマス、第二讀會ヲ開カウト云フ諸君ハ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、第二讀會ヲ開クコトニ致シマス

○花井卓藏君(二百八十三番) 私ハ此場合ニ於キマシテ、矢張二讀會ノ議事  
ヲ延期スルト云フノ勸議ヲ提出致シマス

○議長(片岡健吉君) 日程第七、兵役稅法案ノ第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致  
シマス、提出者ハ説明アリマセヌカ

第七 兵役稅法案(吉岡直一君外四名提出)

兵役稅法

第一讀會

- 第一條 日本帝國ノ臣民ニシテ陸海軍ノ現役徵集ヲ免カレタル壯丁ハ免役  
後四箇年間兵役稅ヲ納ムルノ義務アルモノトス
- 第二條 兵役稅ハ戶主之ヲ代納スルノ義務アルモノトス
- 第三條 兵役稅ハ一箇年金五圓トス
- 第四條 兵役稅ヲ免スルハ廢疾又ハ不具等ニシテ徵兵検査規則ニ照シ兵役  
ニ堪ヘサル者及官ノ救助ヲ受クルニ非サレハ生活ニ能ハサル者ニ限ル
- 第五條 陸海軍志願兵、第一補充兵又ハ徵兵令第十三條第三項ニ依リ六週  
間陸軍現役ニ服シタル者ニハ兵役稅ヲ課セス
- 第六條 第二補充兵、海軍補充兵又ハ國民兵ニシテ戰時若ハ事變ノ爲召集  
ニ應シタル者ハ服役後ノ課稅ヲ免除ス
- 第七條 徵集延期若ハ徵集猶豫ノ處分ヲ受ケタル者ハ其ノ年期間陸軍及海  
軍武學生ハ其ノ身分ノ定マル迄兵役稅ヲ猶豫ス
- 第八條 徵兵令第二十三條第二項ニ依リ國民兵役ニ服セシムル者ハ四箇年  
間兵役稅ヲ納メシムル其ノ稅額ハ一箇年金二十圓トス
- 第九條 所在不明ノ爲徵兵ノ處分ヲ終結セサル者ハ兵役稅ヲ猶豫ス滿四十  
年ヲ過クルモ仍不明ノ者ハ之ヲ免除ス
- 第十條 官立公立小學校ノ教職ニ在ル者ハ滿四十年迄納稅ヲ猶豫ス仍滿四  
十年ヲ過クルモ其ノ職ニ在ル者ハ之ヲ免除ス
- 第十一條 本法第九條、第十條ノ事故止ミタルトキハ十四日以内ニ書面ヲ  
以テ(ハ其ノ月主ヨリ)本籍ノ市區町村役場ニ届出ツヘシ
- 第十二條 兵役稅ハ地方長官ニ於テ地方ノ情況ニ因リ之ニ差等ヲ設ケ賦課  
スルノ必要アリト認ムルトキハ內務大臣ニ具狀シ其ノ認可ヲ得テ市區町  
村會ニ議定セシムルコトヲ得但市區町村會ハ其ノ市區町村ノ負擔額ヲ  
増減シ又ハ壯丁一箇年ノ負擔額二圓以上十圓以下ノ範圍ヲ超越スルコト  
ヲ得ス
- 若市區町村會ニ於テ議定シ能ハス又ハ議定セサルトキハ郡市參事會ヲシ  
テ之ヲ議定セシム
- 第十三條 兵役稅ハ本籍地ヲ以テ納稅地トス若本籍地ニ現住セサルトキハ  
本籍地ニ納稅管理入ヲ定メ十四日以内ニ政府ニ申告スヘシ

第十四條 兵役稅ハ年額ヲ二分シ其ノ年八月及十月之ヲ徵集ス  
第十五條 兵役稅ノ徵收ハ本法ニ規定アルモノノ外國稅徵收法ニ依ル  
第十六條 本法ニ於ケル年限及年齡ハ曆ニ從ヒ月ヲ以テ算ス  
第十七條 止ムヲ得サル事故アルニ非ステ本法第十一條ニ違犯シタル者  
ハ一圓以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

附則

本法ハ明治三十一年徵兵適齡者及事故ニ依リ徵兵ノ處分ヲ延期シ明治三十一年ニ終結セシ者ヨリ之ヲ施行ス

○菅野善右衛門君(二十番) 說明致シマス

(菅野善右衛門君演壇ニ登ル)

○恆松隆慶君(二百二十四番) ドウカ第七、第八ハ、併テ說明ヲ願ヒマス

○菅野善右衛門君(二十番) 承知致シマス(「簡短」ト呼フ者アリ)此問題ハ、昨年以來當議會ニ現レテ居タ所ノ問題デゴザイマスカラ、極簡短ニ申シ上デマス、實ハ人ハ天賦ニ依ッテ、平等ニ權利ト義務トガアルト云フヤウナ譯デ、實際今日ノ兵役ノ有様ハ、甚ダ公平デゴザイマス、ソレ故ニ一方ニハ兵役稅ヲ課シ、一方ニハ最モ僅少ナル給與ノ兵卒ニ向ッテ、給與ヲ増加サレタイト云フコトヲ望ム法案デゴザイマス、此法案ハ數十條ニ亙ッテ居ッテ、或ハ文章ノ上ニ於テ——法文ノ上ニ於テハ不完全ナリト云フコトヲ免レナイ所モアラウト思ヒマスガ、精神ハ茲ニ在ルノデゴザイマスカラ、滿堂ノ諸君ニ於テ、宜シク御取調ノ上御贊同アラント望ミマス

○恆松隆慶君(二百二十四番) 第七、第八ハ併テ委員ニ付託ニナランコトヲ望ミマス

○佐藤宗彌君(二十六番) 質問ガアリマス、第一ニ伺ヒタイノハ、三條ニハ兵役稅一箇年ニ五圓トアリ、第八條ニハ一箇年二十圓トアリマス、外國ヘ出テ三十二歳後ニナッテ歸リマスル者モ、尙ホ八十圓ノ稅ヲ課スルト云フコトニナッテ居リマスガ、此五圓ト二十圓トノ差ヲ附ケテ至當ト認メマシタ、其理由ヲ一ツ承リタイ、第二ニハ第七條、第九條、第十條ノ猶豫稅デゴザイマスガ、是ハ猶豫ノ事項ガ止シタ後ニ、二十圓宛四箇年ニ取リマスルカ、八十圓ヲ一時ニ取立テマスルカ、此點ガ法文デハ明瞭ニ分リマセヌ、ソレカラ第三ハ、第十二條ニ兵役稅ハ地方長官ニ於テ、地方ノ狀況ニ因リ之ヲ等差ヲ設クルト云フコトガアリマス、地方ノ狀況ニ依ッテ等差ヲ設クルト云フコトハ、ドウシテ等差ヲ設クルノデアリマスカ、此三點ヲ承リタイ

○菅野善右衛門君(二十番) 御答致シマス、第一五圓ト二十圓ノ差ハ、ドウ云フ譯カト云フヤウニ聽取リマシタガ、給與法案ニ書イタケノ金ヲ給與致シマシテモ、全額五十萬圓バカリ殘ルヤウデゴザイマス、ソレカラ二十圓トシタ外國ニ參ッテ居ル壯丁ニ對シマシテ、ソレガ歸ッテ來タトキニ二十圓ヲ課スコトハ、實ハ其兵役ヲ免ル、タメニ、向フニ往ッテ居ル人モアリ、又ハ向フニ參レバ内地ニ居ルヨリハ、私益ガ多イト云フ所カラ、參ッテ居ルト云フ關係

兵卒給與法案 第一讀會

ガアルト思フノデゴザイマス、左様ナ考カラシテ、二十圓位課スルノハ相當デアラウト云フ積デ、斯ウ致シマシタ、ソレカラ一度ニ取ルカ四度ニ取ルカト云フコトデゴザイマスガ、是ハ四度ニ取ルノガ相當デアラウト思ッテ居リマス、或ハ法文ノ上ニ缺點ガアルカ知レマセヌガ、左様ナ積リデヤツタノデゴザイマス、地方ノ狀況ト云フコトヲ規定致シマシタノハ、實富ノ差ガ甚シイ町村ニ於キマシテハ、同一ノ負擔額ヲ課スルノハ穩デナイト云フ考カラ、二圓以上十圓以下ト云フ範圍デ、實富ノ差ニ依ッテ徵收シヤウト云フノデゴザイマス、左様ノ次第デゴザイマス

(「直チニ採決」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附テハ第一讀會ヲ開クヤ否ヤノ採決ヲ致シマス、第二讀會ヲ開カウト云フ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス、議事日程ノ第八、兵卒給與法案、第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

第八 兵卒給與法案(吉岡直一君外四名提出)

兵卒給與法

第一讀會

第一條 陸海軍ノ兵卒ニシテ現役ヲ終リタル者又ハ徵兵令第十五條ニ依リ歸休ヲ命セラレタル者ハ本法ニ依リ給與ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第二條 本法ノ給與額ハ左ノ標準ニ依ル

金 額 入營又ハ在營年限

金 四十圓 一箇年ノ者

金 百圓 二箇年ノ者

金 百三十圓 三箇年ノ者

金 百六十圓 四箇年以上ノ者

第三條 本法ニ依リ給與ヲ受クル者左ノ場合ニハ其ノ給與ヲ受クルノ權利ヲ失フ

一 重罪ノ刑ニ處セラレタルトキ

二 逃亡シタルトキ

第四條 本法ニ依リ給與ヲ受クル者左ノ場合ニハ其ノ給與額五分ノ一以內減給ス

一 輕罪ノ刑ニ處セラレタルトキ

二 懲罰犯三回以上ニ涉リタルトキ

第五條 徵兵令第十三條ニ該當スル者ニハ本法ニ依リ給與セヌ

第六條 徵兵令第十五條ニ依リ歸休ヲ命セラレタル者ハ本法第二條ノ給與額五分ノ一以內増給スルコトヲ得

第七條 傷疾疾病又ハ家事ノ故障ニ依リ現役又ハ兵役ヲ免除セラレタル者ニハ年額十圓トシ其數ニ準シテ之ヲ給與ス

第八條 傷寒疾病ニ依リ死亡セシ者ハ前條ニ依リ其ノ遺族ニ給與ス  
第九條 本法ノ給與額ハ陸海軍大臣ノ證明ニ依リ内閣總理大臣之ヲ裁定ス  
第十條 本法ニ依リ給與金ヲ支給スルトキハ内閣總理大臣及當局大臣連署ノ給與狀ヲ交付ス

○議長(片岡健吉君) 提出者ハ説明ガアリマスガ、説明ガアリマスセネバ本案ニ附イテ第二議會ヲ開クヤ否ヤノ採決ヲ致シマス、本案ノ二議會ヲ開カウト云フ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

○議長(片岡健吉君) 少數ト認マス議事日程ノ第九ハ委員長ヨリ都合ガアルカラ、議事ヲ延ベテ吳レト云フ申出ガアリマスガ、許可シテ御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス、議事日程ノ第十ハ大學校及中學校制度ノ改正ニ關スル建議案、議案ノ朗讀ヲ督略致シマス、原田君

第十 大學校及中學校制度ノ改正ニ關スル建議案(原田君)

近年我カ國ノ教育著シク發達シ殊ニ地方經營ニ屬スル小中學ノ學校ハ益々其ノ増加スルヲ見ル然ルニ政府ノ經營ニ屬スル高等教育ノ施設ハ之ニ伴ハス是ヲ以テ中學ヲ卒ヘ進ムテ各種高等ノ學ニ就カムトスル有爲ノ少年ニシテ空ク中途彷徨スルモノ千百ニシテ止マラス實ニ國家文運ノ一大恨事ト謂フヘシ然リト雖現制度ノ體ヲ以テ高等教育ノ機關ヲ擴張増設スルハ決シテ健全ナル教育制度ト云フヘカサルノミナラス一貫セル國民教育ノ大方針ヲ確立スル上ニ於テ遺憾少ナカラサルヲ認ム依テ政府ハ此ノ際大學、中學ノ制度ヲ定メ以テ適宜ニ大學ノ擴張ヲ謀ラムコトヲ望ム

(原田君演壇ニ登ル)

○原田君(二十一番) 諸君、本員ハ大學校及中學校制度ノ改正ニ關スル建議案ヲ提出致シテ置キマス、其理由ヲ説明スル積デアリマスガ、次ノ日程ニ同様ナ問題ガゴザリマス、極テ簡短ニ説明スル積デアリマス、簡單ニ致シマスルカラシテ、一應此建議案ノ趣意ヲ朗讀致シテ置キマス

近年我カ國ノ教育著シク發達シ殊ニ地方經營ニ屬スル小中學ノ學校ハ益々其ノ増加スルヲ見ル然ルニ政府ノ經營ニ屬スル高等教育ノ施設ハ之ニ伴ハス是ヲ以テ中學ヲ卒ヘ進ムテ各種高等ノ學ニ就カムトスル有爲ノ少年ニシテ空ク中途彷徨スルモノ千百ニシテ止マラス實ニ國家文運ノ一大恨事ト謂フヘシ然リト雖現制度ノ體ヲ以テ高等教育ノ機關ヲ擴張増設スルハ決シテ健全ナル教育制度ト云フヘカサルノミナラス一貫セル國民教育ノ大方針ヲ確立スル上ニ於テ遺憾少ナカラサルヲ認ム依テ政府ハ此ノ際大學、中學ノ制度ヲ定メ以テ適宜ニ大學ノ擴張ヲ謀ラムコトヲ望ム

(ツレテ趣意ハ分リマシタト呼フ者アリ)斯ウ云フ趣意デアリマスガ、此學制ノコトニ附キマシテハ、十四議會ニ於テ本院ヨリモ調査會設置ノ建議案ヲ提出セラレテ、其案ハ通過致シテ居ルデアリマス、又貴族院ニ於テモ此制度ノコトニ附イテハ、屬同議ノ意見ガアリマス、殊ニ教育會ニ於キマシテモ、多數ノ熱心家ガ研究調査致シマシテ、其成案ハ世ニ發表セラレテ居ル次第デアリマス、斯ノ如ク有力ナル輿論ト爲テ居ル今日デアリマスルカラ、當局者ニ於テモ、定テ相當ノ調査研究ハセラレテ居ルコトデアラウト信セラレマス、然ルニ實際ニ於テ、未ダ何等ノ其認ムル所ノナイノハ、頗ル本員等ノ遺憾トスル所デアリマス、本期議會ニ於テ政府ハ九州ニ醫科大學設置案ヲ提出セラレ、又貴族院ヨリモ二百有餘名ノ同意ヲ以テ、東北大學設置ノ建議案ヲ提出セラレ、既ニ此兩案トモ可決セラレテ居ルデアリマス、是ガ今日文運發達上ニ於テ、現在ノ大學ノ設備ガ不足シテ居ルト云フコトヲ證明スル事實デアリマス、併シ今日ノ制度ノ儘ヲ以テ、此擴張ヲ計畫セラル、コトハ如何デアルガ、我國情ノ上ニ照シテ、甚ダ不適當ナルノミナラズ、經濟上ニ於テモ到底堪フル所デナイト信ズルデアリマス、論ヨリ證據、東北大學ニ關スル豫算案ノ如キハ、未ダ政府ガ提出セラレザルハ、蓋シ此經濟ノ點ニ關シテノコトデアラウト察セラレルデアアル、ツレ故ニ根本的ニ大學及其系統ノ學校制度ヲ改革シテ、此時運ノ要求ニ適用セラル、計畫設備ヲ爲スノガ、今日ノ最モ急務ト認ムルデアアル、是ガ第一ノ理由デアリマス、次ニ官報ニ取調バテ見マスルニ、昨三十四年高等學校入學志願者ハ四千九百六十六人デ、入學シ得タル者僅ニ千六百二十九人デアリマス、其割合ハ百人ノ志願者中三十三人入學シ得タルニ過ギヌデアアル、其餘ノ百分ノ七十人ハ目的ヲ失シテ、或ハ一生ノ希望ヲ空シクスル不幸ニ陥リハセヌカト、氣遣ハル、ノデアリマス、是ハ實際昨年ノ試験ヲ受ケタ者ノミアリマスルケレドモ、尙ホ此他ニ過去幾年間中學ヲ卒業シテガ、右ノ如キ不幸ノ境遇ニ陥テ居ル者ガ、實ニ幾千人デアルカ知レヌコトデアアル、現在既ニ斯ノ如クデアアル、況ヤ各地方トモ一年一年中學ノ増加スル傾向ヲ呈シ來ル今日デアアル、將來ト云ハズ、益々此不幸ナル子弟ハ、一年一年ニ倍從シ來ルコトハ明ナ實況デアアル、大學ト人口ノ比例ニ附イテハ、過日尾崎君カラ續々本院ニ於テ述べラレマシタカラ、是ハ略シマス、現在日本ノ中學校數ト人口ノ比例致シマスルト、二十万五千人ニ附イテ一校ノ割合ニ過ギヌデアアルガ、歐米諸國ノ比例ヲ見マスルト、其中學ノ最モ多キハ人口一万人ニ附イテ一校デアアル、極テ妙イモノハ、人口十一万三千人ニ附イテ一校ノ割合デアアル、東西固ヨリ事情ハ異ニ致シマセウケレドモ、我邦中學校ノ追々増加スルハ、自然ノ勢デアリマシテ、國家ノタメニ喜ブベキ現象ト言ハナケレバナラヌ、然ルニ政府ハ現制度ヲ墨守シテ、其擴張増設ヲ若シ遲々緩慢ニ付セラル、ニ於テハ、文運ノ發達ヲ壅塞スルモノト謂ハナケレバナラヌ、此點ヨリ致シマスルモ、今日制度ノ改正ハ最モ急務ト認ムルデアアル、是ガ第二ノ理由デアリマス、次ニ現行制度ニ於キマシテハ、小學ガ

六年、中學ガ五年、大學ノ豫科ガ三年、大學ガ三年又ハ四年デアル、學校ニ在ルコト十七年カ十八年デアル、此間落第モセズ疾病事故ノタメニ闕席モセズシテ無事ニ參リマスレバ、二十四五歳ニシテ卒業スル答デアリマスルケレドモ小學ヲ卒ヘテ中學ハ入ルトキニ、既ニ競争試験デ一二年モ費ヘ、又中學ヨリ高等學校ヘ這入ルトキニ、競争試験デ一兩年間ヲ費サナケレバナラヌ、サウ致シマスルト、無事ニ二十四五歳デ卒業スル者ハ、誠ニ有數ナモノデアツテ、多クハ二十七八歳若クハ三十歳以上ニナツテ始テ大學ヲ出ルト云フヤウナコトデアリマス、元來此早熟早衰ノ日本人ニシテ、三十歳前後マデ發育ノタメニ歲月ヲ費ス、其得失ハ如何、一ノ疑問デアリマス、四十才初老ト云フ、其日本人ニシテ、三十歳前後デ學校ニ在リト致シマスレバ、其社會ニ出テ實際働ク所ノ年數ハ果シテ幾許デアリマスルカ、學生ノ精力ハ即チ學校生活ノ中ニ消磨サレル恐ガアルデゴザイマス、況ヤ近來學生ノ通弊トシテ、多クハ學校ノ履歷ニ重キヲ置イテ、自主實行ノ精神ノ缺乏シテ居ルコトハ、國家ガ此人材ヲ養成スル上ニ於テ、大ニ攻究ヲ要スベキ點デアラウト思ハレル、又我社會ノ財力ニ就イテ考ヘテ見マスレバ、三十歳位マデ父兄ニ依頼シテ、巨額ノ學資ヲ費スコトハ、實ニ我國情ニ適セザルモノナラズ、甚ダ生徒ノ精力ヲ此學校ニノミ費スト云フノハ、策ノ得タルモノデナイ、此點ヨリ申シマスルト、制度ノ改正ハ今日ノ急務ト認ムルノデアル、是ガ第三ノ理由デアリマス、次ニ國家ノ目的トスルハ、健全ナル常識ヲ有スル一般國民ニ、教育ヲ普及サセテ、専門的知識ヲ備ヘ、各種ノ方面ニ向ッテ實地働クベキ多數ノ人材ヲ養成シ、又高尚深遠ナル學理ノ研究ヲスル、少數ナル學問ノ人物ヲ養成スルニ在ルノデアリマス、然ルニ現今ノ制度ニ於テハ、帝國大學中ニ大學院ナルモノガアリマスルケレドモ、其多數ノ學生ニ於テハ、此二種ノ區別ガ甚タ不明瞭デアアルノデアル、此點ニ於テモ今日ノ制度ハ改正シナケレバナラヌ、急務ノモノデアルト認ムルノデアリマス、是ガ第四ノ理由デアリマス、次ニ此大學ニ在リマス豫備トシテ、高等學校ヲ置クガ如キハ、之ヲ現行制度ノ、最モ不必要トスル所デアアル、如何トナレバ教育ノ本領トシテ、實ニ物質的ニ、器械的ニ、一定ノ智能ヲ與フルヲ以テ足レリトスルモノデナイ、品格ノ養成上、即チ精神ノ修養、技術ノ鍛練ト云フモノガ、最モ肝要トスベキモノデアアル、故ニ一學校アレバ必ズ一定ノ守ルベキ風紀ガナケレバナラヌ、然ルニ此豫備校ノ如キハ、元來其性質トシテ、生徒ノ思想ガ皆浮足ニナツテ居ル、恰モ此廊下ニ於ケル階段ニ居ルガ如ク、停車場ニ於ケル待合室ニ居ルガ如ク、生徒ノ心志定マラナイ、而モ二十歳前後一種ノ品性ヲ容クルベキ時期ニ在ル青年ニシテ、心志定マラザルガ如キ、最モ教育上ノ缺點ト申サナケレバナラヌ(簡短ト呼フ者アリ)此點ヨリ致シマシテモ、教育制度ノ改正ハ最モ急要ト認ムルノデアリマス、是レ第五ノ理由デアアル、以上説明スル所ノ理由ニ據リマシテ、現行制度ノ改正ハ一日モ緩慢ニ付スベカラズ、最モ焦眉ノ急務ナルモノト信ズルノデアリマス、幸ニ滿場諸君ノ御賛成ヲ得マシテ、本問

題ノ解決セラレンコトヲ希望致シマス

○堀家虎造君(二百九番) チョット質問致シマス——チョット御尋致シマス、學制調査ノコト、行政整理ノコトニ附イテハ、既ニ政府ハ此必要ヲ認メラレテ、三十四年度ナリ三十五年度ノ豫算——追加豫算ヲ發布セラレタヤウニ承知シテ居リマスガ、果シテ政府ノ方デ此調査費ヲ要求スル位ナレバ、今更建議ヲスル必要ハアルマイト存ジマスガ、提出者ハドウ云フ御意見デアリマスカ

○原田赴城君(二十一番) 提出者ハ、未ダ此學制調査ノ調査費ヲ提出サレタコトハ存ジマセヌ

○堀家虎造君(二百九番) 御承知ガナイノデスカ

○高須賀禮君(十三番) 提出者ニ質問ヲ致シタイノデアリマスガ、中學校ノ制度マデ、根本的ノ改革ヲスル、改良ヲスルト云フ御精神ハ、更ニ見エナイ、唯理由書ニ據リマスルト云フト、其提出者ノ御意見ハ今日ノ高等學校ナリ或ハ大學豫備ト云フモノヲ、廢シ切りニスルト云フヤウナ御意見ニ見エル、又一方カラ見マスルト、其高等學校ナリ大學豫備ト云フモノハ、或ハ中學校ノ上ニ置イテ、即チ三箇年ノ課程ヲ置クト云フヤウナ御精神ノヤウニ見エマスルガ、甚ダ不明瞭デアリマスルカラ、御聽申シタイ、ソレカラモウ一ツハ、今日ハ既定ノ高等學校ハ若シ之ヲ廢シ切りニスルト云フコトデアリマスレバ、或ハ分科大學ト云フヤウナコトニ爲サル御積デアリマスガ、或ハ又之ヲ即チ學科ト云フモノハ、廢シ切りニスル御考デアアルカ承リタイ、ソレカラモウ一ツハ、今日ノ帝國大學、現今ノ帝國大學ハ、矢張其儘ニシテ置イテ、大學ノ種類ヲ二ツニスル、即チ此分科大學ト云フヤウナ一ツノ大學、又一方ニハ大學院ト云フヤウナ大學ヲ置クト云フ考デアリマスガ、其三點ニ附イテ明ナ御答ヲ得タイ

○原田赴城君(二十一番) 最初ノハ——一番初ノ御質問ハドウ云フ——

○高須賀禮君(十三番) 今日ノ高等學校及大學豫備ト云フモノヲ廢シ切りニスルノデアアルカ、或ハ又即チ高等學校ナリ大學豫備ト云フモノヲ、尋常中學ノ上ニ置イテ、即チ尋常中學ヲ八箇年ニスルト云フ御考デアアルカ

○原田赴城君(二十一番) ソレ等ノコトニ附イテハ固ヨリ取調ベテ、考案モゴザイマスルガ、唯今御聽ノ如ク、本員ノ此處ニ希望致シマスルノハ、現行ノ制度ニ於テ、本員等ガ認メテ不完全トスル所ヲ指摘シテ、ソレニ改正ヲ加ヘルコトヲ要スルト、斯ウ云フ考デアリマス

○堀家虎造君(二百九番) チョット質問ガアル、先日ノ豫算委員會ニ於テ、總理大臣ヨリ確ニ此行政整理ヲスルト、同時ニ學制ノ調査モスルト云フコトヲ、明言セラレテ居ルヤウデゴザイマスガ、ソレデモ矢張此案ハ御提出ニナルノデアリマスガ、尙ホ御尋シタイ

○原田赴城君(二十一番) ソレハ私ハ存ジマセヌガ、果シテ其事ナレバ、學制調査會ニ關スル政友會ノ諸君ニ於テ御賛成ニナツテ、御提出ニナツテ居ルノ

ハ、ドウ云フノデスカ

○堀家虎造君(二百九番) アナタノ御提出ニ附イテ御尋ラシタノデ

○原田越城君(二百一十一番) 私ハ知リマセヌカラ、提出致シマシタ

○恆松隆慶君(二百二十四番) 此案ハ聊カコ、デ委員ニ付託スルハ、昇怯ナ

ヤウデゴザイマスガ、折角提出ニナツタモノデスカラ、後トノ案モゴザイマ

スカラ、是ハ後トノ案モ委員ニ付託スルモノトシテ、此案タケハ委員ニ付託

シテラ宜カラウ、ドウカ議長、委員付託ニナランコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 委員付託ニ賛成ガアリマスカ

(賛成)又ハ「反對」ト呼フ者多シ

○議長(片岡健吉君) ソレデハ採決致シマス、恆松隆慶君ノ委員付託ニ賛成

ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

(少數)又ハ「多數」ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、九名ノ審査委員ヲ議長ガ指名シテ、御

異議ハアリマセヌカ

(異議ナシ)異議ナシ「ト呼フ者アリ」

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、議事日程第十一學制

調査ニ關スル建議案、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス、重岡薫五郎君

第十一 學制調査ニ關スル建議案(大岡育造君外二名提出)

教育ハ智識ヲ啓發シ國運ヲ伸長スル所以ノ要素ニシテ而シテ人文ノ進歩一

トシテ之ニ由ラサルハナシ故ニ時勢ノ必要ニ應ジテ之カ制度ヲ改良シ以テ

教育ノ實績ヲ舉グルコトヲ企圖スルハ寔ニ國家ノ急務ナリ然ルニ我カ邦今

日ノ教育制度ハ未タ其ノ宜ヲ得サルモノアルヲ以テ或ハ生徒ノ學力ヲシテ

散漫ニシテ強實ナラサレメ或ハ學生ヲシテ中道ニシテ就學ノ道ヲ失ハレ

メ或ハ徒ニ卒業ノ期ヲ晚クセシムルノ弊アリ而シテ是レ皆國民ヲシテ財力

ヲ徒費シ精力ヲ空耗セシムルモノニシテ國運ノ伸長ニ大害アリト謂ハサル

ヘカラス故ニ目下ノ急ニ應スルカ爲其ノ施設ヲ要スルモノハ之ヲ施設スヘ

シト雖猶教育ノ制度ヲ調査シテ以テ學制ノ規模ヲ改良スルノ必要アルヲ信

ス因テ政府ハ速ニ制度ヲ得失ヲ稽査シテ其ノ弊害ヲ杜絶シ以テ教育ノ實績

ヲ舉グルノ道ヲ企畫セラレムコトヲ望ム

右建議ス

○重岡薫五郎君(六十五番) 簡單デアリマスカラ、當席カラ辯シマス、本案

ヲ提出致シマシタノハ、今日既ニ現行法律制度ニ於キマシテ不備ノアルコト

ハ、先ヅ輿論ノ認ムル所デアリマス、又政府ニ於キマシテモ、既ニ其調査ノ

必要ト云フコトヲ御認ニナツテ、或ハ近キ將來ニ於テ其調査ヲシヤウト云フ、

斯ウ云フ議モアルコトヲ聞イテ居リマス、此場合ニ於キマシテ、本院ニ於テ

民意ノアル所、即チ輿論ノ示ス所ヲ明ニ致シテ置キマシテ、サウシテ政府當

局者ヲ致シテ、十分ノ調査ヲ爲サシムルト云フコトハ、甚ダ必要デアルト考

ヘマスルガ故ニ、即チ建議案ヲ提出シタノデアリマス

○恆松隆慶君(二百二十四番) 前ノ委員ニ、是ハ付託ニナランコトヲ希望致

シマス

○議長(片岡健吉君) 前ノ委員ニ付託スルコトニ御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシ)異議ナシ「ト呼フ者アリ」

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、議事日程第十二宗教

制度調査會設置ニ關スル建議案——議案ノ朗讀ヲ省略致シマス、天野若圓君

右建議ス

第十二 宗教制度調査會設置ニ關スル建議案(天野若圓君外三

名提出)

政府ハ左ノ組織ニ依リ宗教制度調査會ヲ設置セラレムコトヲ望ム

宗教制度調査會員ハ十五名トシ政府當局者、貴衆兩院議員及各宗派管長

若ハ代表者ヲ以テ之ニ充ツ

右建議ス

(天野若圓君演壇ニ登ル)

○天野若圓君(百十三番) 諸君、私ハ提出致シテアル宗教制度調査會ヲ設ク

ル建議案ト云フニ對シテ、聊カ提出ノ理由ヲ述ベマスルガ、此案ハ昨年モ提

出ヲ致シマシタガ、惜イカナ會期切迫ノタメニ、本會ニ付サズシテ委員付託ノ

儘デ會期ヲ終リマシタ、ソコデ此度再ビ之ヲ提出シテ、政府ニ向ッテ建議ス

ルノデアリマスガ、從來我國ニ於キマシテ、此宗教ニ對スルノ法規ト云フモ

ノハ、太政官ノ第十九號達ヲ始メ、ソレノ省令訓令等ガアリマスルガ、未

ダ以テ完全ノ宗教法律ト爲スベキモノハナシ、殊ニ又從來ノ法規ト云フモノ

ハ、單ニ其神道佛教ノ二教ニ對シテノ法規デアルカラ、内地雜居ヲ許サレタ

今日、汎ク各宗ヲ取締ルノ法律デアリマセヌ、因テ此際完全ナル宗教制度

ヲ設クルト云フコトハ、我國ニ於テ最モ必要ト考ヘマスルガ、ソレガタメニ十

四議會ニ於テハ、宗教法案ト云フモノヲ政府ガ提出サレタニ相違ナイト思ヒ

マス、併ナガラ十四議會ノ宗教法案ハ、惜イカナ勿卒ノ間ニ政府ガ制定サレタ

モノデ、多少其不備ト云フコトハ免レヌ、其不備ノ點ヲ免レヌタメニ、諸君

御承知ノ通、十四議會ニハ、非常ニ佛教僧侶ナリ神徒ナリノ騷動ヲ惹起シタデ

ゴザイマセウ、斯ノ如キコトハ實ニ我國ノタメニ遺憾デゴザイマス、ソコデ幸

ニ本案ヲ提出致シマシテ、政府ハ十分ニ此宗教ノ各宗派ノ習慣性質等ヲ取調

ベテ、慎重ニモ慎重ヲ加ヘテ、而シテ完全ナル宗教法ト云フモノヲ制定サレ

コトヲ、私ガ望ムノデゴザイマス、諸君御承知ノ通、民法ナリ、商法ナリ、既ニ

五年ナリ六年ナリノ長日月ヲ以テ調査ヲシテ、制定シタルモノデゴザイマセ

ウ、此全國國民ノ思想ヲ支配シ、千有餘年間皇室若クハ國民ノ歷史上關係ノアル

宗教ノ法律ヲ制定スルニ、一夜作ノ宗教法案デハ、到底完全ナル満足ナル法案

ヲ制定スルコトハ出來マスマイト思ヒマス、願クバ諸君滿場一致ノ御贊成ヲ

以テ、政府ヲシテ宗教制度調査會ト云フモノヲ設ケテ、完全ナル宗教法案ヲ拵

○恆松隆慶君(二百二十四番) ドウカ委員付託ニナランコトヲ願ヒマス

(賛成々々)ノ聲起ル

○議長(片岡健吉君) 委員付託ニ賛成ガアリマスカ

(反對)ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 採決ヲ致シマス、委員付託ノ動議ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名シテ御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通決シマス、議事日程ノ第十三、名和昆蟲研究所ニ交付スヘキ國庫補助金追加豫算ノ提出ニ關スル建議案、讀案ノ朗讀ヲ省略致シマス

第十三

名和昆蟲研究所ニ交付スヘキ國庫補助金追加豫算ノ提出ニ關スル建議案(天野若園君外六名提出)

政府ハ名和昆蟲研究所國庫補助費ヲ明治三十五年豫算追加案トシテ速ニ本議會ニ提出セラレムコトヲ望ム  
右建議ス

(天野若園君演壇ニ登ル)

○天野若園君(百十三番) 諸君、私ハ名和昆蟲研究所ニ對スル國庫補助金ニ關スル建議案ニ附イテ、聊カ提出ノ理由ヲ述べマスガ、此事ハ既ニ二十四議會ニ於テ、大多數ヲ以テ本院ヲ通過シ、政府ニ送テアルノデゴザイマスガ、何故カ今以テ昨年度ノ豫算ハ勿論、本年度ノ豫算ニ於テモ、此政府ガ補助金ト云フ費目ヲ豫算ニ編入シテアリマセヌデアル、ソコデ再ビ本案ヲ提出シテ、之ヲ要求スルノデゴザイマスガ、此名和昆蟲研究所ノコトハ、諸君モ夙ニ御承知デゴザイマセウ、私が唯今喋々スルヲ要シマセヌガ、非常ニ此我農事上ニ一大裨益ヲ與ヘテアルト云フコトハ、政府モ篤ト承知シテ、昨年夏モ内閣カラ褒賞狀モ贈ラタト云フ位ノコトデアラデゴザイマスカラ、ドウゾ滿場一致ノ御賛成ヲ以テ、速ニ……

○恆松隆慶君(二百二十四番) 是モ委員付託ニナランコトヲ望ミマス、直グニ決議シテモ宜シイガ、少シ文章ヲ修正セネバナラヌ所ガアルト思ヒマス、委員付託ニナランコトヲ望ミマス、ソレガ穩當デ宜カラウト思ヒマス、早ク委員付託ニナランコトヲ……

(賛成々々)ト呼フ者アリ  
○議長(片岡健吉君) 賛成者ガアリマスカラ、委員付託ニ附イテ採決ヲ致シマス、委員付託ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、九名ノ委員ヲ議長ガ指名シテ御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通決シマス、議事日程ノ第十四憲法上ノ保障ニ關スル建議案、讀案ノ朗讀ヲ省略致シマス

第十四

憲法上ノ保障ニ關スル建議案(安部并磐根君外十七名提出)

裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラル、コトナレ懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムトハ憲法第五十八條ノ規定スル所ナリ然ルニ去ル明治三十年十月一日當時ノ内閣ハ臺灣總督府高等法院長臺灣總督府法院判官高野孟矩ニ對シテ內閣ノ名ヲ以テ之ニ非職ヲ命シ其ノ命令ヲ強行シテ同年十二月十八日更ニ內閣ノ名ヲ以テ孟矩ニ對シテ非職ヲ命シ其ノ命令ヲ強行シテ是ニ於テ孟矩ハ內閣ノ名ヲ以テ發シタル非職免官ノ辭令ハ本來其ノ效果ヲ生シ得サルモノトシ其ノ辭令ヲ內閣ニ返付シ且書面ヲ內閣ニ致シ其ノ違憲ノ行爲タルコトヲ抗辯セリ然ルニ內閣ハ之ニ對シテ一回モ答示スル所ナク今日ニ於テ既ニ六箇年ニ及フモ未タ其ノ解決ヲ見ルヲ得サルナリ第十三回帝國議會衆議院ノ質問ニ對シ時ノ內閣ハ之ニ答ヘテ曰ク臺灣總督府法院判官モ亦帝國憲法第五十八條第二項ノ保障ヲ有スルモノナリト然ルニ政府ハ之ニ伴ヘル適當ノ處置ヲ爲ササルヲ以テ第十四回帝國議會衆議院ハ政府ニ向テ建議シ內閣ノ名ヲ以テ發シタル非職免官ノ辭令ハ憲法上其ノ效果ヲ生セサルモノナルカ故ニ其ノ無效ナルコトヲ明ニシ其ノ趣意ニ適合シタル相當ノ處分ヲ施サムコトヲ求メタリ然ルニ爾來二箇年ヲ經過スルノ今日ニ於テ猶未タ何等ノ處分ヲ爲サス  
此ノ以上ハ  
閣下ニ伏奏シテ  
聖鑑ヲ仰キ奉ルノ外殆ト其ノ道ナキカ如シト雖今之ヲ  
上奏スルハ事態自ラ重大ニシテ頗ル恐懼ニ堪ヘサルモノアリ故テ先ツ之ヲ  
現政府ニ建議シ尙前陳ノ旨意ニ基ツキ速ニ相當ノ處分ヲ爲サムコトヲ求ム  
右建議ス

(安部并磐根君演壇ニ登ル)

○安部并磐根君(四十一番) 此案ハ前々議會ニ於テ、大多數ノ院議ヲ以テ政府ニ建議シマシタ、其後ヲ受ケテ又再ビ建議スルノデアリマス、此前後屢々質問ヲモ爲シ、又此事件ニ於ケル天下皆能ク之ヲ知ル、況ンヤ本院ニ於テハモウ言盡シマシタ問題デアリマス、殊ニ此趣意柄ハ本文ニ詳ナルコトデアリマス、總テ事實事理ノ上ニ附イテハ物申シマセヌ、唯再ビ建議スルコト云フ理由ニ附イテ一言シヤウト考ヘマヌ、元來松方內閣ガ憲法ノ條項ヲ破テ、內閣ノ名ヲ以テ裁判官高野孟矩ヲ免官シタト云フ、非職ノ辭令ヲ渡シテ、尙

ホ次で免官ノ辭令ヲ渡シタノハ、頗ル暴行ト言ハナケレバナラヌヤウニ思ハ  
レマスル、併シ松方内閣ハ、ソレナラバ憲法ヲ知ラナイカト云フト、マサカ  
サウデハアリマスマイ、憲政ノ輔弼ノ大責任ヲ有スル所ノ、御信任ノアル大  
臣デアリマスルカラ、人ヨリハ能ウ心得テアル筈、能ウ心得テ居ッテ、斯ル  
コトヲ爲シ、尙ホ之ニ次グニ警察力ヲ以テ、裁判官ヲ逐出シタト云フヤウナ、  
狂暴ナルコトヲ致シタノハ、是ハ即チ憲法ヲ無視シツ、シタモノト斷言スル  
外アリマセヌ、ソレデ松方内閣ノ非行亂行ニ至ッテハ、固ヨリモウ疑フ容レ  
ナイコトデアリマスルガ、倍テ其後ヲ受ケタ次代ノ内閣ガ、亦之ヲ緩慢ニ付  
シ去ッテ、當院ノ質問建議展ニ及ンダニモ拘ハラズ、ソレヲ其儘ニ爲シツ、  
アル、ソコデ政府側ノ方デ云フト、過ギタルコトハ及バナイ、憲法ハ破レ  
バ破レルモノデアアル、破ラレタ、メニ不幸ヲ來シテハ眞ニ不幸ナレドモ、其  
内閣ガ倒レタ以上ハ仕方ガナイモノダト云フヤウナ説モアリマス、是ハ受ケ  
ラレヌ説デアリマシテ、不磨ノ大典ニ汚點ヲ留メテ、直セルモノヲ直サヌト云  
フ理ハ決シテアリマスマイ、殊ニ誤ッテ——裁判官ガ誤ッテ死刑ニスマジキモ  
ノヲ死刑ニ處シタト云フコトモ、其過ナルコトヲ他日見出シタトキニハ、即チ  
是ヲ改メテ死人ニ向ッテ宣告ヲ直スト云フ、況シテ此事ハ本人ニ於テハ飽ク  
マデモ抗議ヲシテ、前後十四回ノ抗議書ヲ出シ、尙ホ今日在官者ヲ以テ自ラ許  
シツ、アルノデアリマス、サアサウ致シテ見ルト、憲法上ニ汚點ヲ留メテアル  
ノミナラズ、此憲政ノ下ニ官名ヲ署スル所ノ、臺灣總督府高等法院長、臺灣總  
督法院判官高野孟矩ト云フ人ガ居ルノデアアル、誠ニ奇々怪々ノコトデゴザイ  
マスル、ソレノミナラズ裁判官モ尙ホ此官名ヲ冠ラセテ、高野孟矩ニ判決ヲ與  
ヘタコトモアリマスル、サア之ヲ以テ見ヨ、獨リ憲法ノ汚點ノミナラズ、實際  
政令ニ途ニ出ヅルノ情象ヲ呈シツ、アルノデアリマセウ、然レバ今日御同  
様ニ立法府ニ在リマシテ、此憲政ノ汚點ヲ認メツ、アル以上ハ、此儘ニハ打過  
ギラレマスマイ、又内閣大臣モ以前ノコトハ以前トシテモ、現ニ斯ル不都合ヲ  
見ルコトデアリマスル、ドウシテモ適合ノ處分ヲ爲シテ、此汚點ヲ拭ヒ、且ツ  
憲政上ノ美果ヲ顯サナケレバナラナイコト、信ズルノデアリマス、マア此次  
第デアリマスカラ、願ハクハ、閣下ニ拜伏シテ、此事ヲ上奏シタイト云フ同志  
者モゴザイマシタ、併ナガラマア事理ニ於キマシテハ、憲法ノ完備ヲ求ムル  
メノ上奏デゴザイマスカラ、憚ルニハ及バヌコトデゴザイマスガ、又理ニ  
於テ情ニ於テ申シマシレバ、誠ニ聖慮ヲ煩シ奉ルモ恐入ル次第デゴザイマス  
ルカラ、先ヅ事ハ鄭重ヲ盡スニ如カズ、今一ダビ此建議ヲ爲シ、ソレデモ政  
府ガ緩慢ニ打過グルト云フコトナラバ、ソレハ其時ノコト、斯ウ云フ次第デ  
此同シヤウナル建議デゴザイマスケレドモ、今日之ヲ提出シタノデアリマス  
ス、先ヅ此意デゴザイマスカラ、諸君モ宜シウ御討議下サルヤウニ願ヒマス  
○恆松隆慶君(二百二十四番) 此案ハ提出者十八名、賛成者百四十名ト云フ  
案デ、既ニ是ハ十四議會ニ於テモ即決ヲシタ案デゴザイマスカラ、今回モ之  
ヲ即決ニナランコトヲ希望シマス

(「賛成々々」ト呼フ者アリ)  
○議長(片岡健吉君) 本案賛否ノ採決ヲ致シマス、本案ニ附イテ同意ノ諸君  
ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス——諸君ニ御注意致シマスルコトガア  
リマスル、此會期モ今日ヲ算ヘテモ後ト二十日間ニナリマシタ、然レニ委  
員ヲ指名シマシテモ、委員長理事ノ互選モ出來ナイテ徒ニ日子ヲ送ッテ居ル  
事件ガアリマス、又委員長理事ガ選舉セラレテモ、委員會ノ開ケナイ事件ガ  
段々アリマス、斯ウ云フヤウナ譯ニナリマスルト、甚ダ議事ノ進行ノ妨ヲ來  
スノデアリマスカラ、特別委員ニナラレタ諸君ハ、一層御勉強ニナッテ、早ク  
審査セラレシコトヲ希望致シマス、尙ホ御諮リスルコトガアリマス、秋保  
親兼君ガ病氣ニ附キ藥品營業並藥品取扱規則中改正法律案ノ審査委員ヲ辭任  
セラレマシタガ、許可シテ御異議アリマスマイカ

(「異議ナレ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス、此委員ハ  
議長ノ指名デアリマシタカラ、補闕ノ委員モ議長ガ指名シテ御異議アリマセ  
ヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ金岡又左衛門君ヲ指名致シマス——  
報告ガアリマス

(書記朗讀)

議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

印旛沼開疏ニ關スル建議案

提出者 大塚常次郎君 鈴木儀左衛門君 大須賀庸之助君

太麻頒布ニ關スル建議案

提出者 福島 一造君

明治二十四年法律第二號中改正法律案

提出者 大矢四郎兵衛君 天野 若圓君 上條謹一郎君

内山 松世君

水產物海外販路擴張獎勵補助ニ關スル建議案

提出者 恆松 隆慶君 橋元 昌君 林 喬君

井上角五郎君 加藤政之助君

郡市町村會議員選舉規則ニ關スル法律案

提出者 鈴木 總兵衛君 雨森菊太郎君 新開 貢君

星 松三郎君

委員ヲ指定スル左ノ如シ

大學校及中學校制度ノ改正ニ關スル建議案外一件

重岡 薫五郎君 松岡 長康君 富永 隼太君

門脇 重雄君 河北 勸七君 關 直彦君

三田村 甚三郎君 原田 赳城君 高梨 哲四郎君

宗教制度調査會設置ニ關スル建議案

粕谷 義三君 小林 乾一郎君 淺野 順平君

土居平左衛門君 木村 格之輔君 室 孝次郎君

森川六右衛門君 武市 庫太君 天野 若圓君

名和昆蟲研究所ニ交付スヘキ國庫補助金追加豫算ノ提出ニ關スル建議案

內藤 守三君 山口 定省君 持田 若佐君

北田 豐三郎君 橋本 久太郎君 山崎 庸哉君

西田 收三君 今村 千代太君 天野 若圓君

○議長(片岡健吉君) 來ル二十日ハ本會ヲ開ク積デアリマス、議事日程ハ追ッテ公報ヲ以テ御通知スルコトニ致シマス、今日ハ是ニテ散會致シマス

午後三時七分散會

衆議院議事速記録第十四號正誤

| 頁   | 段 | 行  | 誤  | 正              |
|-----|---|----|----|----------------|
| 二四四 | 上 | 二二 | 幸榮 | 光榮             |
|     |   |    |    | 二四四 上 二四 近接 緊切 |

衆議院議事速記録第十五號正誤

| 頁   | 段 | 行 | 誤    | 正    |
|-----|---|---|------|------|
| 二七七 | 上 | 六 | 万五千圓 | 万二千圓 |